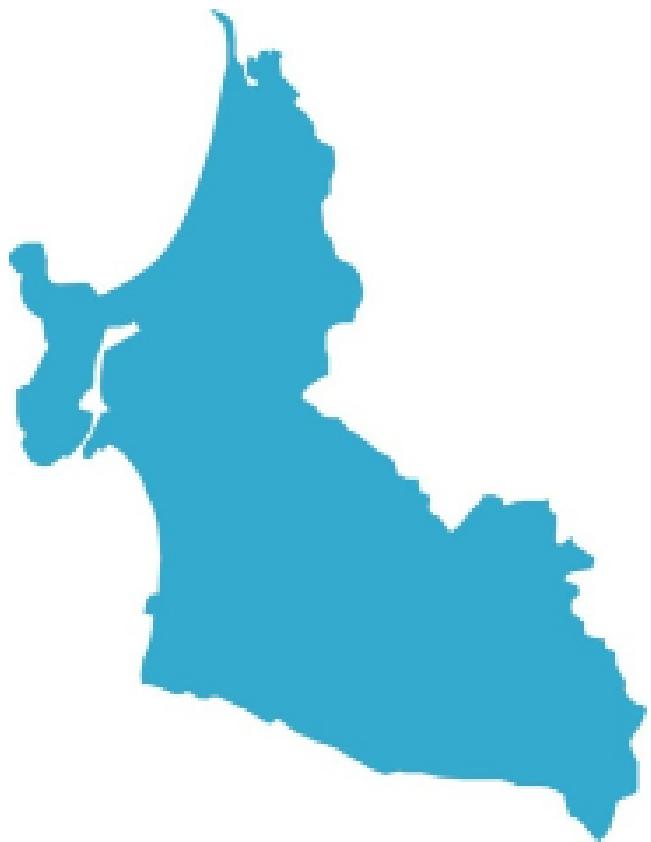


令和 5 年度版
福津市環境白書



目次

第1章 概況	1
1. 沿革	1
2. 位置と広域的役割	2
3. 気象	3
4. 地象・水象	4
5. 人口	6
6. 産業	7
6-1. 産業構造	7
6-2. 農林水産業	8
6-3. 工業	10
6-4. 商業	10
6-5. 観光	11
第2章 土地利用と開発	13
1. 現況	13
2. 土地利用計画	14
第3章 水（水質汚濁）	15
1. 水質の状況	15
1-1. 河川	15
1-2. 海	22
1-3. 地下水	23
2. 水質汚濁の原因など	25
2-1. 工場・事業場	25
2-2. 生活系	26
2-3. 畜産など	26
第4章 化学物質	27
1. ダイオキシン類（古賀清掃工場関連）	27
1-1. 古賀清掃工場排ガス中のダイオキシン類濃度	27
1-2. なますの郷におけるダイオキシン類濃度	28

第5章 騒音・振動	29
1. 騒音に係る環境基準	29
2. 道路交通騒音	30
3. 騒音規制法における「特定施設」・「特定建設作業」	31
4. 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例における「特定施設」	32
5. 振動規制法における「特定施設」・「特定建設作業」	33
第6章 交通	37
1. 道路網と自家用車の利用	37
2. 公共交通機関の利用	37
第7章 廃棄物およびリサイクル	39
1. ごみ排出量の推移	39
2. し尿処理量	39
3. 廃棄物・リサイクルに係る施設	40
4. 一般廃棄物の処理	41
4-1. 収集・運搬	41
4-2. 処理方法	42
5. 指定ごみ袋	43
6. 分別収集	44
7. 古紙・古布の回収量の推移	45
8. 家庭用廃食用油のリサイクル	46
第8章 上水道・下水道	47
1. 水利用	47
2. 水処理	49
第9章 環境行政および環境保全活動	51
1. 公共エリア環境づくり事業（通称：アダプトプログラム）	51
2. 希少動植物種保護	52
3. 外来生物への対応	52

4. 地球温暖化対策	53
4-1. 二酸化炭素排出量の推移	53
4-2. 省エネルギー対策の推進	53
5. 環境保全活動状況	54
5-1. 自然環境保護活動の実施状況	54
5-2. 環境保全活動と共働の仕組みづくり	54
5-3. エコショッピング認定制度	54
6. その他	
6-1. 環境学習イベント	56
6-2. 情報提供	56
6-3. 犬の登録状況	56
 第10章 自然環境および法定指定地域	57
10-1 「自然公園法」関連の指定地域【玄海国定公園区域】	57
10-2 「鳥獣保護法」関連の指定地域【猟銃禁止区域】	58
10-3 「森林法」関連の指定地域【保安林】	59
10-4 指定登録文化財	60

第1章 概況

1. 沿革

江戸時代、福津市の区域内には19の村と3つの浦がありました。明治に入って間もなく浦は廃止され、明治5(1872)年ごろ津屋崎浦は津屋崎村と、勝浦浜は勝浦村と合併、明治9(1876)年福間浦は下西郷村と合併しました。

明治22年(1889)年の市制町村制施行により、19あった村は下西郷村・神興村・上西郷村・津屋崎村・宮地村・勝浦村の6村になりました。その後、津屋崎村は明治30(1897)年に町制を施行、津屋崎町となり明治42(1909)年には宮地村と合併、同年下西郷村は福間町となりました。大正7(1918)年、津屋崎町の大字であった奴山が勝浦村と合併、枝村であった生家は津屋崎町に残りました。

昭和28(1953)年の町村合併促進法による、「昭和の大合併」では、まず昭和29(1954)年に福間町・上西郷村・神興村が合併して福間町となり、この際、神興村の村山田の大部分は宗像町へ移りました。翌、昭和30(1955)年、津屋崎町は勝浦村と合併し津屋崎町となりました。そして、平成17(2005)年1月24日、福間町と津屋崎町が合併し、福津市となりました。

図1-1 行政区域の変遷（沿革）

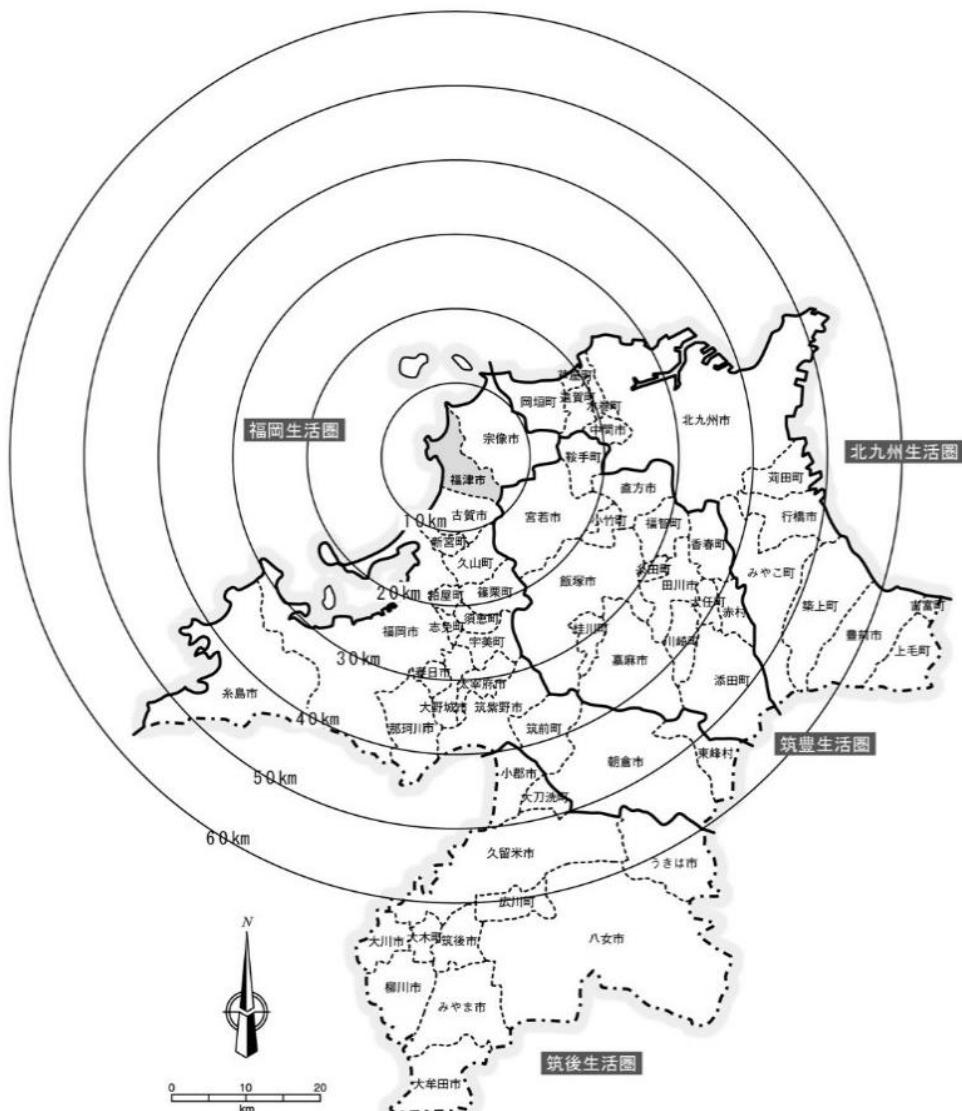


2. 位置と広域的役割

福津市は福岡県の北部に位置し、福岡市と北九州市に近く、福岡都市圏の東部に属しています。北東側は宗像市、南東側は宮若市、南側は古賀市に隣接しており、西側は玄界灘に面しています（図1-2）。また、東部を山、西部を海に囲まれ、特に海岸一帯と宮地嶽神社周辺の山林は、昭和31年に玄海国定公園に指定され、風光明媚な自然環境を形成しています。

一方、交通網が東西にJR鹿児島本線、国道3号が延び、海岸線と並行して国道495号が走っており、福岡・北九州両政令指定都市への通勤・通学の利便性を背景とした住宅地域として、さらには新鮮な食料品の生産供給地域としての広域的な役割を担っています。

図1-2 市の位置



【資料：福岡県市町村合併コーナーHP】

3. 気象

市の気候は、西側に面した玄界灘を流れる対馬暖流の影響を受け、比較的温暖で気候区は日本海型に属しています。過去5年間の年平均気温は16.6°Cを超え、年間降水量は1600mm前後となっています。この地域の最大の特徴は、冬季に曇りや雨の日が多いこと、北西の季節風を受けて風の強い日が多いことです。

図1-3 九州・山口の気候区分

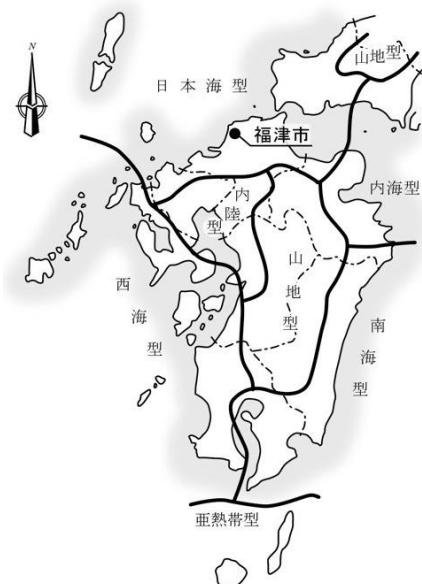


図1-4 福岡県の気温分布



図1-5 福岡県の降水量分布



【資料：福岡の気象百年（福岡管区気象台）】

表 1-1 福津市付近の気温と降水量

区分/年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
年間降水量(宗像)mm	1,455.5	1,991.0	1,767.5	1,070.5	1,718.5
平均気温(宗像) °C	16.6	16.5	16.7	16.4	16.9

【福岡管区気象台 宗像観測所データ】

4. 地象・水象

市の行政区域は、東西約 10 km、南北約 13 km に及び、面積は 52.76 km²です。西は玄界灘に面し、東には許斐山（標高 271m）や本木山（標高 268m）、在自山（標高 249m）、対馬見山（標高 240m）などがあります。

河川水系は、犬鳴山系を源とする本木川と畦町川、そして、それらが合流して西郷川となり、大内川、桜川、上西郷川、井尻川などの支流を集めながら、市の南部を東西に流れ玄界灘に注ぎ、全長は約 9 km に及んでいます。冠岳西側、在自山東側の水系は手光今川となり玄界灘に注いでいます。河川は、二級河川（県営）の西郷川、手光今川の 2 つの河川等があります。

また、久末ダムや農業用ため池などの止水域もあります。

図 1-6 主要な山岳と海岸・河川・湖沼



【資料：都市計画課／農林水産課】

5. 人口

国勢調査による福津市の人口は、福間駅東地区の土地区画整理事業による住宅地開発等により大幅に増加しています。人口増に伴って世帯数も増加していますが、その一方で1世帯当たりの人口（平均世帯人員）は減少しており、核家族化の進行や一人暮らしの高齢者の増加が考えられます。

表 1-2 人口・世帯数と平均世帯人員の推移

年度	世帯数（戸）			人口(人)			1世帯当たり人口(人)
	旧津屋崎	旧福間	合計	旧津屋崎	旧福間	合計	
昭和50	3,064	6,402	9,466	12,002	24,190	36,192	3.82
昭和55	3,393	8,247	11,640	12,811	29,320	42,131	3.62
昭和60	3,641	9,704	13,345	13,484	34,020	47,504	3.56
平成2	3,829	10,472	14,301	13,421	36,152	49,573	3.47
平成7	4,196	12,787	16,983	14,033	40,111	54,144	3.19
平成12	4,604	14,086	18,690	14,298	41,480	55,778	2.98
平成17	—	—	19,492	—	—	55,677	2.86
平成22	—	—	20,482	—	—	55,431	2.71
平成27	—	—	22,272	—	—	58,781	2.64
令和2	—	—	26,534	—	—	67,033	2.53

【資料：令和2年国勢調査】

表 1-3 人口動態の推移（各年1月1日～12月末日）

（単位：人）

年	人口增加数	自然動態			社会動態			その他		
		増加数	出生	死亡	増加数	転入	転出	増加数	その他増加	その他減少
平成25	937	△ 69	518	587	1,015	3,208	2,193	△ 9	8	17
平成26	1,064	△109	504	613	1,176	3,248	2,072	△3	10	13
平成27	1,172	△29	546	575	1,198	3,522	2,324	3	10	7
平成28	1,435	36	613	577	1,397	3,506	2,109	2	9	7
平成29	1,381	2	641	639	1,379	3,566	2,187	0	14	14
平成30	1,650	△ 9	647	656	1,658	4,092	2,434	1	12	11
平成31	1,524	10	631	621	1,514	4,092	2,578	0	10	10
令和2	1,000	76	684	608	926	3,343	2,417	△ 2	12	14
令和3	594	△ 23	641	664	609	3,037	2,428	8	18	10
令和4	630	△ 151	608	759	785	3,474	2,689	△ 4	10	14
令和5	312	△ 194	587	781	499	3,199	2,700	7	19	12

【資料：市民課】

6. 産業

6-1. 産業構造

市には製造業などの産業の集積が少なく、第三次産業中心の産業構造となっています。また農林水産業は担い手が減少しつつあり、若手の育成が急務となっています。

表 1-4 経済活動別総生産（令和3年度）

(単位：100万円)

区分	農林水産業	鉱工業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	建設業	卸売・小売業	運輸・郵便業	宿泊・飲食サービス業	情報通信業	金融・保険業
実額	1,004	12,676	4,895	10,805	16,740	2,601	3,072	505	3,393
構成比	0.7%	9.0%	3.5%	7.7%	11.9%	1.8%	2.2%	0.4%	2.4%

区分	不動産業	専門・科学技術・業務支援サービス業	公務	教育	保健衛生・社会事業	その他のサービス	輸入品に課される税・関税等	総額
実額	36,027	4,872	4,116	6,474	26,740	7,219	1,622	141,139
構成比	25.5%	3.5%	2.9%	4.6%	18.9%	5.1%	1.1%	100%

【資料：福岡県市町村民経済計算】

表 1-5 産業別就業人口

(単位：人)

区分	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
人口	779	6,036	24,746	31,561
構成比	2%	19%	78%	100%

【資料：令和2年 国勢調査】

6-2. 農林水産業

市では、農地は年々減少し(表 1-6)、農家数も専業、兼業共に減少し(表 1-7)、農業従事者の高齢化が進んでいます。(図 1-8)。農業形態は、これまで、米および露地野菜を中心とした農業が展開されてきましたが、近年では経営の安定を図るため、米、麦、大豆などの土地利用型農業や施設園芸(野菜・果実)・高級果実(クリームスイカ)・有機米など消費者ニーズにあった都市近郊型の高度技術・高収益型農業が盛んになっています。

林業については、従事者は存在せず、材木として利用するための生産行為はほとんどなされていません。

また、漁業についても経営体数、漁業就業者などは減少傾向にあります(表 1-9)

表 1-6 耕地面積の推移

(単位 : ha)

年度	農耕地		
	総数	田合計	畠合計
平成26	1,230	917	315
平成27	1,220	904	311
平成28	1,200	895	305
平成29	1,180	885	296
平成30	1,160	870	292
平成31	1,150	862	289
令和2	1,150	859	286
令和3	1,140	853	284
令和4	1,130	850	279
令和5	1,140	845	298

【資料：福岡農林水産統計年報(H26まで)】

【資料：九州農林水産統計年報(H27から)】

表 1-7 農家数・農業人口の推移

(単位 : 戸)

年度	総農家数			専業		兼業			
	合計	旧福間	旧津屋崎	合計	旧福間	旧津屋崎	合計	旧福間	旧津屋崎
昭和55	1,354	711	643	296	142	154	1,058	569	489
昭和60	1,220	610	610	263	131	132	957	479	478
平成2	946	507	439	267	139	128	679	368	311
平成7	850	465	385	210	101	109	640	364	276
平成12	747	349	398	181	85	96	566	264	302
平成17	533	-	-	171	-	-	362	-	-
平成22	466	-	-	173	-	-	293	-	-
平成27	378	-	-	166	-	-	212	-	-
令和2	284	-	-	121	-	-	163	-	-

【資料：農林水産省 農林業センサス】

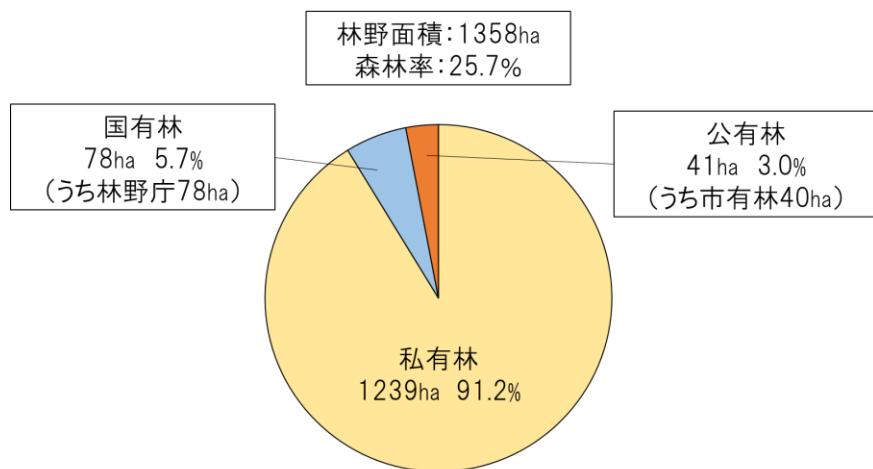
表 1-8 年齢別の農業就業人口

(単位：人)

区分/年度	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2
16～19歳	45	27	11	6	0
20～29歳	44	26	22	13	8
30～39歳	70	39	31	26	17
小計1	159	92	64	45	25
40～49歳	160	109	67	43	30
50～59歳	255	202	140	95	47
小計2	415	311	207	138	190
60～64歳	175	99	108	104	53
65～69歳	234	162	88	104	78
70～74歳	225	182	138	83	91
75歳以上	197	246	285	230	127
小計3	831	689	619	521	507
総 数	1,345	1,092	890	704	859

【資料：農林水産省 農林業センサス】

図 1-7 所有形態別林



【資料：農林水産省 第 70 次九州農林水産統計年報（令和 4 年～5 年）】

表 1-9 漁業の推移

区分/年度	平成10	平成15	平成20	平成25	平成30	令和5
経営体数(体)	54	48	41	35	21	45
漁業就業者数(人)	97	93	70	55	31	38

【資料：農林水産省 漁業センサス】

6-3. 工業

市では、工業事業所のうち、大手企業は、昭和34年企業誘致の条例により進出した（株）名糖産業（昭和34年）と（株）キューヘン（昭和35年）の2社のみで、零細企業が大半です。

表1-10 製造業事務所数および製造品出荷額などの推移

(単位：事業所／万円)

年度	事業所数	製造品出荷額など
	合計	合計
平成25	30	2,634,387
平成26	28	2,809,409
平成27	32	2,646,955
平成28	25	2,892,451
平成29	25	2,762,274
平成30	24	2,930,647
平成31	24	3,008,621
令和2	24	2,664,578
令和3	28	2,889,554
令和4	28	3,068,440

【資料：経済産業省 工業統計】

6-4. 商業

市の事業所数においては、卸売業は減少傾向にありますが、近年、大型郊外店が出店したことにより、小売業の年間販売額の著しい増加がみられています。

表1-11 事業所数と年間販売額の推移

(単位：事業所／百万)

年度	卸 売 業		小 売 業	
	合 計		合 計	
	事業所数	年 間 販 売 額	事業所数	年 間 販 売 額
平成26	54	11,803	392	53,502
平成28	57	12,597	402	64,754
令和3	51	17,039	405	63,548

【資料：経済産業省 経済センサス】

6－5. 観光

令和5年時点の観光入込客数は、年間約643.8万人ですが、そのうちの99.6%が日帰り客です。市は、福岡市と北九州市の中間に位置し、都市圏から車や電車でアクセスしやすい場所であることがその理由と推察できます。

しかし、令和2年は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言などの影響を受け、観光入込客数は大きく減少しました。その一方で、観光に対する意識や価値観が変化しており、令和4年度には新たなグランピング施設が開業するなど回復の兆しが見受けられます。

観光の目的別に見ると、「光の道」で有名な宮地嶽神社や、海水浴やマリンスポーツができる海岸、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の一つである新原・奴山古墳群などに県内外から多くの人が訪れています。また近年では、「かがみの海」として知られるようになった福間海岸・津屋崎海岸・宮地浜を目的に市へ訪れる観光客が増加傾向にあります。

表 1-12 観光入込客数の推移

(単位：千人)

年度	平成31		令和2		令和3		令和4		令和5	
区分	客数	うち日帰								
合計	5,709	5,692	4,734	4,717	4,762	4,741	5,837	5,812	6,438	6,413

【資料：福津市観光振興課】

表 1-13 目的別観光入込客数（令和5年度）

	自然	歴史・文化	温泉・健康	スポーツ・レクリエーション	都市型観光	その他観光地点	行祭事イベント	合計
総数	36	5,303	0	380	558	141	20	6,438

(単位：千人)

【資料：福津市観光振興課】

表 1-14 令和5年度観光イベント一覧

	開花情報	イベント
春 (4~6月)	桜（宮地嶽神社、大峰山、飯盛山、なまづの郷、みずがめの郷） 藤（宮地嶽神社、善福寺、寶蓮寺） ほうき桃、菖蒲（宮地嶽神社）	ふくつの鯛茶漬けフェア お魚センターうみがめ周年祭
夏 (7~8月)	ぼたん、つつじ、紫陽花（宮地嶽神社）	津屋崎祇園山笠 さざえ祭り ふくつビーチサッカーフェスティバル
秋 (9~12月)	コスモス、彼岸花（新原・奴山古墳群） イチョウ（日吉神社）	光の道スイーツフェア 秋季大祭（各神社） 手づくり市 音楽散歩 夕日のまつり（宮地嶽神社） プリンセス駅伝 in 宗像・福津 畦町宿祭り ふくつフェスティバル 認定農業者みかん狩り あんずの里感謝祭 津屋崎千軒かき販売会 マグロ祭り 大しめ祭
冬 (1~3月)	梅（ほたるの里） 菜の花（新原・奴山古墳群） あんず（あんずの里運動公園）	玉せり 福津のいちご PR ふくつの古墳まつり スイーツウォーキング あんず祭り（あんずの里市） 夕日のまつり（宮地嶽神社）

【資料：観光振興課、商工振興課、農林水産課】

第2章 土地利用と開発

1. 現況

市では、昭和30年代後半から、福岡市・北九州市の2つの政令指定都市近郊の住宅地として開発が急速に進み、市全体の面積に占める住宅地面積の割合は年々高くなっています。

表2-1 土地利用の割合

区分/年度	平成27		平成29		平成31		令和3		令和5	
	面積(ha)	構成比(%)								
農用地	1,667	31.6%	1,658	31.0%	1,639	31.1%	1,624	30.8%	1,604	30.8%
山林	1,249	23.7%	1,248	24.0%	1,242	23.5%	1,237	23.4%	1,250	24.0%
宅地	857	16.3%	864	16.0%	823	15.6%	898	17.0%	834	16.0%
その他	1,497	28.4%	1,506	29.0%	1,572	29.8%	1,517	28.8%	1,518	29.2%
合計	5,270	100.0%	5,276	100.0%	5,276	100.0%	5,276	100.0%	5,206	100.0%

【資料：福津市税務課】

表2-2 農地転用面積の推移

区分/年度	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4
総数	4.5	7.1	1.6	8.8	6.9
住宅用地	2.8	2.8	1.2	5.5	6.2
その他の建物施設	1.7	2.2	0.4	3.2	0.7
不明	0.0	2.0	0.0	0.2	0.0

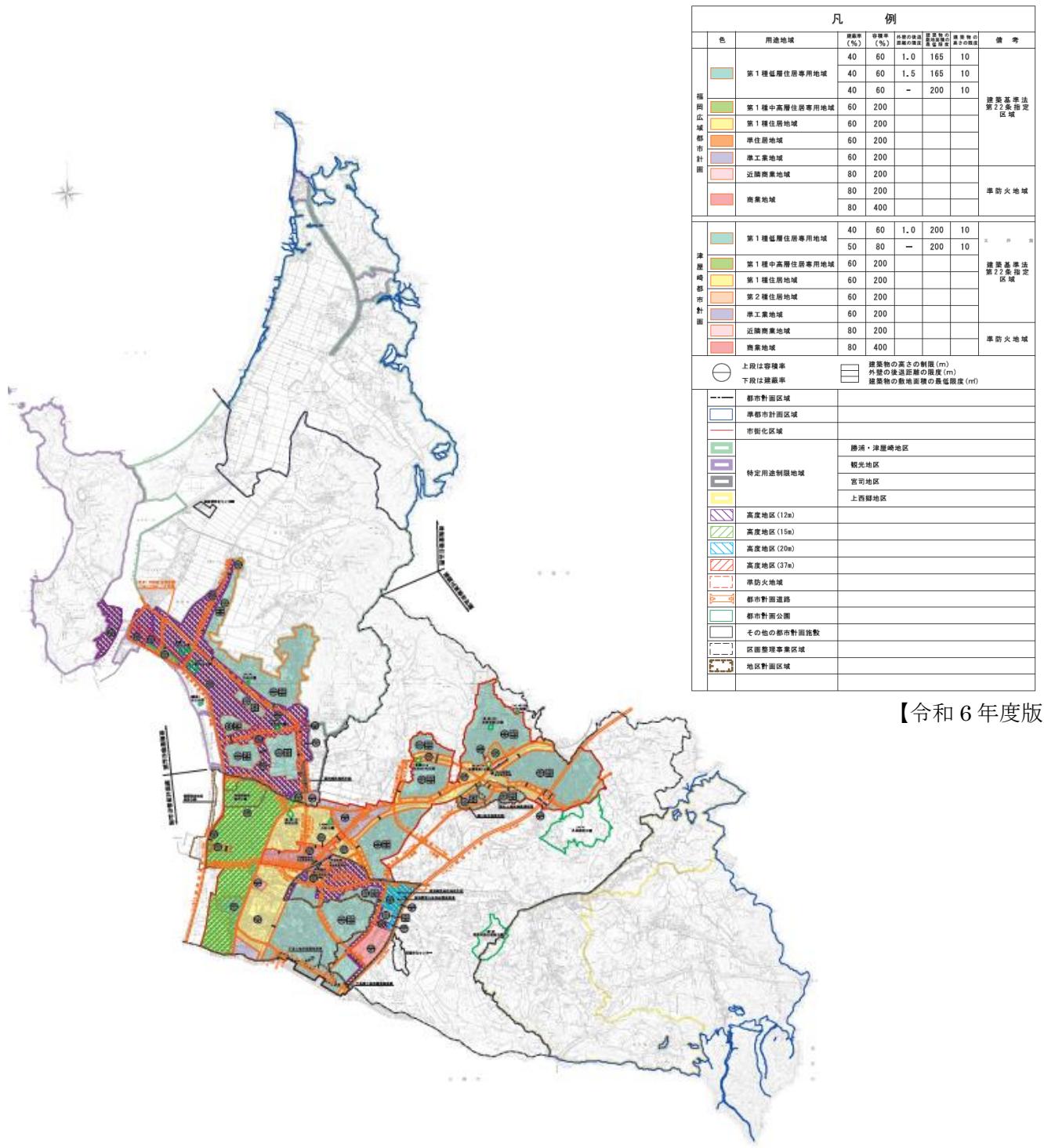
(単位：ha)

【資料：福岡県 土地利用動向調査】

2. 土地利用計画

市は、総面積 5,276ha のうち約 66%の 3,475ha が都市計画区域に指定され、そのうち福岡広域都市計画が 1,918ha、津屋崎都市計画（非線引き）が 1,557ha と 2 つの都市計画からなっています。

図 2-1 都市計画総括図



第3章 水（水質汚濁）

1. 水質の状況

1-1. 河川

西郷川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定（B類型）が行われており、最下流部の浜田橋が環境基準点となっています。環境基準点のこれまでの水質（BOD）は、表3-1のとおりです。以前は環境基準を超過する状況が続いていましたが、平成22年度以降は基準内の数値となり、水質が保たれています。

また、市が実施した水質測定結果は表3-2-(1)～(5)のとおりです。

表3-1 西郷川・浜田橋における水質経年変化（県実施分）

	年度 基準値	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
BOD（単位mg/l）	3	2.1	1.5	2.1	2.1	1.7

【資料：福岡県 公害関係測定結果】

語句説明

pH《環境基準：6.5～8.5》

水素イオン指数のこと。水素イオン濃度指数ともいわれる。水が酸性なのか、アルカリ性なのかを示す基準。数値が中性（7.0）より小さければ酸性、大きければアルカリ性となる。

BOD《環境基準：3mg/l以下》

生物化学的酸素要求量のこと。細菌が5日間で、汚れを分解するときに必要な水中の酸素量で示す。汚れた水ほど数値が大きい。

SS《環境基準：25mg/l以下》

浮遊物質量のこと。河川水をろ過して採取した浮遊物を乾燥して、重さを測る。濁った水ほど数値が大きい。

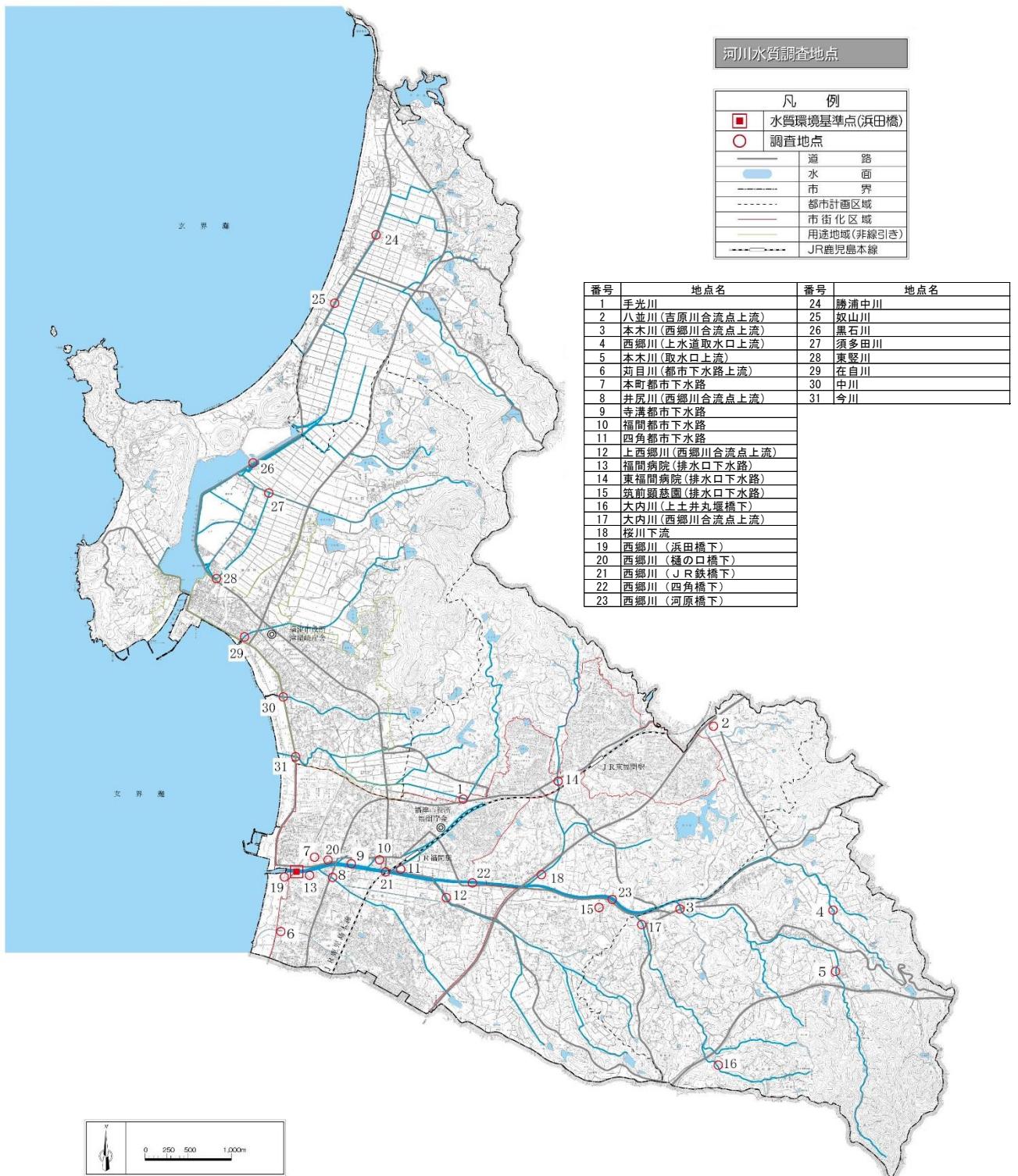
DO《環境基準：5mg/l以上》

溶存酸素量のこと。河川水に溶けている酸素の量を示す。汚れた水ほど酸素は少ない。

大腸菌数《環境基準：1,000個/100ml以下》

大腸菌は、人を含む動物の腸管に生息している菌であり、動物の糞便に含まれている。数値が高いほど水が汚染されているといえる。

図 3-1 河川水質調査地点



【資料：うみがめ課】

表 3-2-(1) 令和5年度 河川水質検査結果（市実施分）

分析項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
		手光川 (吉原川合流点上流)	八並川 (吉原川合流点上流)	本木川 (上水道取水口上流)	西郷川 (取水口上流)	本木川 (都市下水路上流)	苅目川 (都市下水路上流)
採水日	—	8月29日	8月25日	8月28日	8月25日	8月25日	8月18日
気温	°C	33.1	30.5	31	33.7	27.5	30.2
水温	°C	28.0	29.5	26.5	24.5	26.5	28.4
流量	m³/min	9.13	43.47	12.24	10.62	3.29	5.51
一般項目	1 pH(水素イオン濃度)	—	7.4	7.6	7.6	7.3	7.8
	2 BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	0.5未満	1.0	0.6	1.7	1.8
	3 SS(浮遊物質量)	mg/L	4	16	1	1	17
	4 DO(溶存酸素)	mg/L	7.5	7.9	9.6	6.9	8.8
	5 大腸菌数	CFU/100mL	8	150	65	57	130
	6 全窒素(T-N))	mg/L	1.2	1.0	2.7	4.9	3.5
	7 全リン(T-P))	mg/L	0.10	0.17	0.10	0.11	0.23
	8 COD(化学的酸素要求量)	mg/L	4.2	6.7	1.7	2.6	3.7
	9 ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	10 亜鉛	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.001	0.002
健康項目	11 ノニルフェノール	mg/L	0.00006 未満	0.00006 未満	—	0.00006 未満	0.00006 未満
	12 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	mg/L	0.0006 未満	0.023	—	0.0006 未満	0.0006 未満
	13 カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	—	0.0003 未満	0.0003 未満
	14 全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	—	0.1 未満	0.1 未満
	15 鉛	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	—	0.001 未満	0.001 未満
	16 六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	—	0.01	0.01 未満
	17 硼素	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	—	0.001 未満	0.001
	18 総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	—	0.0005 未満	0.0005 未満
	19 アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	—	0.0005 未満	0.0005 未満
	20 PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	—	0.0005 未満	0.0005 未満
	21 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	—	0.002 未満	0.002 未満
	22 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	—	0.0002 未満	0.0002 未満
	23 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	—	0.0004 未満	0.0004 未満
	24 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	—	0.002 未満	0.002 未満
	25 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	—	0.004 未満	0.004 未満
	26 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	—	0.1 未満	0.1 未満
	27 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	—	0.0006 未満	0.0006 未満
	28 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	—	0.001 未満	0.001 未満
	29 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	—	0.001 未満	0.001 未満
	30 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	—	0.0002 未満	0.0002 未満
	31 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	—	0.005 未満	0.005 未満
	32 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	—	0.001 未満	0.001 未満
	33 チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	—	0.0006 未満	0.0006 未満
	34 シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	—	0.0003 未満	0.0003 未満
	35 チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	—	0.002 未満	0.002 未満
	36 セレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	—	0.001 未満	0.001 未満
	37 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.5	0.2	—	4.4	2.7
	38 フッ素	mg/L	0.16	0.22	—	0.11	0.11
	39 ホウ素	mg/L	0.01	0.03	—	0.03	0.02

※1 生活環境の保全に関する環境基準(B類型)参照

※2 水生生物の保全に係る水質環境基準(生物B)参照

【資料：うみがめ課】

表 3-2-(2) 令和5年度 河川水質検査結果（市実施分）

分析項目		単位	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12
			本町 都市下水路	井尻川 (西郷川合流点上流)	寺溝 都市下水路	福間 都市下水路	四角 都市下水路	上西郷川 (西郷川合流点上流)
採水日	—	—	8月18日	8月18日	8月29日	8月28日	8月28日	8月28日
気温	°C	—	32.3	31.5	33.0	33.3	32.8	32.1
水温	°C	—	31.3	30.7	27.9	30.4	26.5	31.5
流量	m³/min	—	5.62	5.54	4.00	2.16	7.12	8.65
一般項目	1 pH(水素イオン濃度)	—	7.4	9.0	7.3	7.6	8.0	7.5
	2 BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	2.8	1.1	3.6	2.4	1.2	2.4
	3 SS(浮遊物質量)	mg/L	1	1	2	1	1	2
	4 DO(溶存酸素)	mg/L	5.7	9.8	2.8	6.1	9.0	8.8
	5 大腸菌数	CFU/100mL	3700	340	4400	120	10	1 未満
	6 全窒素(T-N))	mg/L	1.7	1.9	1.8	10	1.9	5.1
	7 全リン(T-P))	mg/L	0.38	0.15	0.72	1.0	0.10	1.4
	8 COD(化学的酸素要求量)	mg/L	5.1	4.8	8.4	8.2	2.9	6.6
	9 ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	10 亜鉛	mg/L	0.013	0.003	0.004	0.015	0.001	0.027
健康項目	11 ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—
	12 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	mg/L	—	—	—	—	—	—
	13 カドミウム	mg/L	—	—	—	—	—	—
	14 全シアノ	mg/L	—	—	—	—	—	—
	15 鉛	mg/L	—	—	—	—	—	—
	16 六価クロム	mg/L	—	—	—	—	—	—
	17 硼素	mg/L	—	—	—	—	—	—
	18 総水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—
	19 アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—
	20 PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	—	—	—	—	—	—
	21 ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	22 四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	—
	23 1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	24 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	25 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	26 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	27 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	28 トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	29 テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	30 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	31 1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	32 ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	33 チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	—
	34 シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	35 チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—
	36 セレン	mg/L	—	—	—	—	—	—
	37 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	—	—
	38 フッ素	mg/L	—	—	—	—	—	—
	39 ホウ素	mg/L	—	—	—	—	—	—

※1 生活環境の保全に関する環境基準(B類型)参照

※2 水生生物の保全に係る水質環境基準(生物B)参照

【資料：うみがめ課】

表 3-2-(3) 令和5年度 河川水質検査結果（市実施分）

分析項目	単位	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17	No.18
		福間病院 (排水口下水路)	東福間病院 (排水口下水路)	筑前顕慈園 (排水口下水路)	大内川 (上土井丸瀬橋下)	大内川 (西郷川合流点上流)	桜川下流
採水日	—	8月28日	8月29日	8月25日	8月25日	8月28日	8月25日
気温	°C	33.5	33.1	28.5	33.5	31.0	29.8
水温	°C	29.3	29.0	27.5	26.2	26.5	28.5
流量	m ³ /min	—	—	—	—	8.04	10.42
一般項目	1 pH(水素イオン濃度)	—	7.0	7.6	7.5	7.9	8.0
	2 BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	5.2	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5
	3 SS(浮遊物質量)	mg/L	6	6	5	19	2
	4 DO(溶存酸素)	mg/L	7.3	7.5	7.3	8.3	9.2
	5 大腸菌数	CFU/100mL	3400	140	48	550	20
	6 全窒素(T-N))	mg/L	16	1.0	2.3	2.5	2.5
	7 全リン(T-P))	mg/L	3.0	0.16	0.10	0.10	0.084
	8 COD(化学的酸素要求量)	mg/L	12	5.0	2.6	2.8	2.1
	9 ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	10 亜鉛	mg/L	0.011	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001
健康項目	11 ノニルフェノール	mg/L	0.00006 未満	0.00006 未満	0.00006 未満	0.00006 未満	—
	12 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	mg/L	0.0006 未満	0.0016	0.0006 未満	0.0006 未満	—
	13 カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	—
	14 全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	—
	15 鉛	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	—
	16 六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	—
	17 硼素	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	—
	18 総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	—
	19 アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	—
	20 PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	—
	21 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	—
	22 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	—
	23 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	—
	24 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	—
	25 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	—
	26 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	—
	27 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	—
	28 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	—
	29 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	—
	30 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	—
	31 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	—
	32 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	—
	33 チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	—
	34 シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	—
	35 チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	—
	36 セレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	—
	37 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	13	0.3	2.0	2.3	—
	38 フッ素	mg/L	0.08 未満	0.23	0.18	0.17	—
	39 ホウ素	mg/L	0.15	0.01	0.03	0.03	—

※1 生活環境の保全に関する環境基準(B類型)参照

※2 水生生物の保全に係る水質環境基準(生物B)参照

【資料：うみがめ課】

表 3-2-(4) 令和5年度 河川水質検査結果（市実施分）

分析項目	単位	No.19	No.20	No.21	No.22	No.23	No.24
		西郷川 (浜田橋下)	西郷川 (船の口橋下)	西郷川 (JR鉄橋下)	西郷川 (四角橋)	西郷川 (河原橋)	勝浦中川
採水日	—	8月18日	8月18日	8月28日	8月28日	8月28日	8月17日
気温	°C	31.0	31.4	32.8	31.0	31.4	30.2
水温	°C	28.0	28.0	31.0	29.5	30.0	29.8
流量	m ³ /min	61.61	27.76	50.85	3.41	7.30	12.41
一般項目	1 pH(水素イオン濃度)	—	7.6	7.6	7.8	7.7	7.8
	2 BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	0.5未満	1.2	1.0	0.7	0.8
	3 SS(浮遊物質量)	mg/L	3	4	2	2	11
	4 DO(溶存酸素)	mg/L	6.8	7.6	10	10	8.1
	5 大腸菌数	CFU/100mL	750	120	10	22	7
	6 全窒素(T-N))	mg/L	2.4	2.2	3.7	1.3	1.8
	7 全リン(T-P))	mg/L	0.22	0.24	1.2	0.14	0.13
	8 COD(化学的酸素要求量)	mg/L	3.1	5.5	5.2	3.3	3.5
	9 ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	10 亜鉛	mg/L	0.004	0.005	0.012	0.001	0.001
健康項目	11 ノニルフェノール	mg/L	0.00006 未満	0.00006 未満	0.00006 未満	0.00006 未満	0.00006 未満
	12 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	mg/L	0.0010	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
	13 カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
	14 全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	15 鉛	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
	16 六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
	17 硼素	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001
	18 総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
	19 アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
	20 PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
	21 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
	22 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
	23 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満
	24 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
	25 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
	26 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	27 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
	28 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
	29 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
	30 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
	31 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
	32 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
	33 チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
	34 シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
	35 チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
	36 セレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
	37 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.2	1.6	2.5	0.8	1.3
	38 フッ素	mg/L	0.37	0.15	0.15	0.20	0.17
	39 ホウ素	mg/L	0.72	0.03	0.05	0.01	0.01

※1 生活環境の保全に関する環境基準(B類型)参照

※2 水生生物の保全に係る水質環境基準(生物B)参照

【資料：うみがめ課】

表 3-2-(5) 令和5年度 河川水質検査結果（市実施分）

分析項目	単位	No.25	No.26	No.27	No.28	No.29	No.30	No.31
		奴山川	黒石川	須多田川	東竪川	在白川	中川	今川
採水日	-	8月17日	8月29日	8月17日	8月17日	8月17日	8月17日	8月17日
気温	°C	30.4	34.2	30.5	30.3	29.9	29.7	29.7
水温	°C	29.7	33.4	29.9	29.9	29.6	27.6	29.5
流量	m³/min	18.27	4.66	8.99	12.42	134.70	3.82	4.73
一般項目	1 pH(水素イオン濃度)	-	7.7	8.5	8.0	8.3	7.6	7.8
	2 BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	3.2	4.0	3.3	2.2	0.8	1.1
	3 SS(浮遊物質量)	mg/L	29	20	27	8	5	2
	4 DO(溶存酸素)	mg/L	9.2	10	7.9	10	10	8.5
	5 大腸菌数	CFU/100mL	3	36	4	220	180	340
	6 全窒素(T-N))	mg/L	1.7	2.4	1.8	1.8	1.4	3.0
	7 全リン(T-P))	mg/L	0.44	0.46	0.40	0.51	0.12	0.17
	8 COD(化学的酸素要求量)	mg/L	13	8.7	11	7.7	5.4	5.0
	9 ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5 未満					
	10 垂鉛	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.001	0.002	0.001
健康項目	11 ノニルフェノール	mg/L	0.00006 未満					
	12 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	mg/L	0.0006 未満					
	13 カドミウム	mg/L	0.0003 未満					
	14 全シアン	mg/L	0.1 未満					
	15 鉛	mg/L	0.001 未満					
	16 六価クロム	mg/L	0.01 未満					
	17 硼素	mg/L	0.002	0.001	0.003	0.002	0.001	0.001
	18 総水銀	mg/L	0.0005 未満					
	19 アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満					
	20 PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.0005 未満					
	21 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満					
	22 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満					
	23 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満					
	24 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満					
	25 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満					
	26 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1 未満					
	27 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満					
	28 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満					
	29 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満					
	30 1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.0002 未満					
	31 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満					
	32 ベンゼン	mg/L	0.001 未満					
	33 チウラム	mg/L	0.0006 未満					
	34 シマジン	mg/L	0.0003 未満					
	35 チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満					
	36 セレン	mg/L	0.001 未満					
	37 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.2	0.1 未満	0.1 未満	0.3	0.1 未満	2.3
	38 フッ素	mg/L	0.26	0.96	0.30	0.37	0.46	0.21
	39 ホウ素	mg/L	0.05	3.0	0.43	0.40	0.76	0.28

※1 生活環境の保全に関する環境基準(B類型)参照

※2 水生生物の保全に係る水質環境基準(生物B)参照

【資料：うみがめ課】

1－2. 海

県が実施している海水浴場等水質調査結果は表3-3のとおりです。市内3か所（福間・津屋崎・宮地浜）の海水浴場において、直近5年間で遊泳不適の海水浴場はありませんでした。

表3-3 海水浴場等水質調査結果の経年変化（遊泳期間中）

福間海水浴場	年度 単位	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
透明度	m	全透	全透	全透	全透	全透
COD	mg/l	1.3	1.9	1.2	2.2	1.9
油膜	—	無	無	無	無	無
ふん便性大腸菌群数	個/100ml	30	2	不検出	24	6
水浴場水質基準による区分	—	A	A	AA	B	A

宮地浜海水浴場	年度 単位	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
透明度	m	全透	全透	全透	全透	全透
COD	mg/l	1.4	1.6	1.5	2.1	2.1
油膜	—	無	無	無	無	無
ふん便性大腸菌群数	個/100ml	45	3	2	24	不検出
水浴場水質基準による区分	—	A	A	A	B	B

津屋崎海水浴場	年度 単位	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
透明度	m	全透	全透	全透	全透	全透
COD	mg/l	1.5	1.7	1.9	2.2	2.1
油膜	—	無	無	無	無	無
ふん便性大腸菌群数	個/100ml	14	5	不検出	7	5
水浴場水質基準による区分	—	A	A	AA	B	B

【資料：福岡県 公害関係測定結果】

1-3. 地下水

市内の地下水の水質については、県が水質汚濁防止法に基づき実施している地下水調査のほか、市が実施している市内地下水水質検査があります。結果は表3-4、表3-5のとおりです。

表3-4 地下水質調査結果（県実施分）

項目	年度 地区名 井戸深度	平成30	平成31	令和3	令和4	令和5	環境基準値 単位 mg/L
		津丸	宮司	大石	八並	福間南	
		6.0	-	43.0	-	40.0	
環境基準目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	0.02以下
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出
	P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	不検出
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0006	0.002以下
	1.2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
	1.1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
	1.2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1.1.1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
	1.1.2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	1.3-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
要監視項目	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	3.40	10	1.9	15.0	3.0	10以下
	ふつ素	0.27	<0.08	0.14	0.19	0.14	0.8以下
	ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
	1.4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
	クロロフォルム	<0.006	<0.006	<0.006	<0.0006	<0.0006	0.06以下

【資料：福岡県公害関係測定結果】

(注) 県の地下水調査の調査地点選定は県内を10kmメッシュに区画し、それぞれを4分割し、4年で区画内を一巡する方法(ローリング方式)を採用しているため、福津市に調査地点がない年もあります。

表 3-5 地下水質調査結果（市実施分）

No.	採水エリア	採水年月日	検査項目											
			単位		基準値									
			一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	鉄及びその化合物	塩化物イオン	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	pH値	味	臭気	色度	
			個/mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L			度	度	
		100以下	検出されないこと	10mg/L以下	0.3mg/L以下	200mg/L以下	300mg/L以下	3mg/L以下	5.8以上 8.6以下	異常でないこと	異常でないこと	5度以下	2度以下	
1	勝浦	R5.8.21	360	陽性	2.6	0.01	10	56	0.7	7.3	※	異常なし	4	1
2	勝浦	R5.8.21	61	陰性	1.1	0.01未満	34	69	0.7	6.8	異常なし	異常なし	1未満	1未満
3	勝浦	R5.8.21	740	陰性	0.1	0.01未満	140	160	3.0	8.4	※	異常なし	10	1未満
4	勝浦	R5.8.21	0	陰性	0.1未満	0.01未満	23	53	0.5未満	7.3	異常なし	異常なし	1未満	1未満
5	勝浦	R5.8.21	33	陰性	5.2	0.01未満	38	110	0.5未満	6.6	異常なし	異常なし	1未満	1未満
6	渡	R5.8.21	2	陰性	0.3	0.01未満	200	260	0.5未満	7.5	異常なし	異常なし	1未満	1未満
7	勝浦	R5.8.21	0	陰性	1.6	0.01未満	50	170	0.5未満	7.3	異常なし	異常なし	1未満	1未満
8	奴山	R5.8.21	0	陰性	5.5	0.01未満	53	160	0.5未満	6.8	異常なし	異常なし	1未満	1未満
10	渡	R5.8.21	4	陰性	3.8	0.02	41	67	4.2	5.9	※	異常なし	8	1未満
11	渡	R5.8.21	310	陰性	1.6	0.01未満	74	89	0.5未満	6.6	※	異常なし	1未満	1未満
12	生家	R5.8.21	1300	陰性	12	0.01未満	23	62	0.5未満	6.3	※	異常なし	1未満	1未満
13	渡	R5.8.21	0	陰性	0.1未満	0.13	70	44	0.7	7.2	異常なし	異常なし	1未満	1未満
14	津屋崎4丁目	R5.8.22	76	陽性	0.1	0.08	21	210	1.7	7.5	※	異常なし	5	1
15	津屋崎7丁目	R5.8.22	0	陰性	7.2	0.01未満	16	44	0.5未満	6.1	異常なし	異常なし	1未満	1未満
16	須多田	R5.8.22	3	陰性	4.5	0.01未満	33	160	0.5未満	6.4	異常なし	異常なし	1未満	1未満
17	渡	R5.8.21	9000	陽性	0.1未満	2.0	36	110	※ 4.0	7.0	※	異常なし	40	24
18	津屋崎3丁目	R5.8.22	560	陰性	6.0	0.21	15	120	1.5	7.7	※	異常なし	8	2
19	津屋崎7丁目	R5.8.22	540	陰性	0.1未満	0.03	200	120	0.7	7.6	※	異常なし	2	1未満
20	在自	R5.8.22	360	陰性	2.3	0.01未満	12	33	0.5未満	6.1	※	異常なし	1未満	1未満
21	手光	R5.8.22	3	陰性	1.9	0.01未満	16	60	0.5未満	6.6	異常なし	異常なし	1未満	1未満
22	津屋崎2丁目	R5.8.22	0	陰性	0.1未満	0.17	52	3	0.5未満	7.6	異常なし	異常なし	1	1未満
23	宮司元町	R5.8.22	0	陰性	3.1	0.01未満	42	89	0.6	6.5	異常なし	異常なし	1未満	1未満
24	手光	R5.8.22	1	陰性	2.8	0.01未満	35	110	0.5未満	6.2	異常なし	異常なし	1未満	1未満
25	手光	R5.8.22	0	陰性	2.2	0.02	18	70	0.5未満	6.7	異常なし	異常なし	1未満	1未満
26	東福間5丁目	R5.8.22	2	陰性	3.7	0.03	17	61	0.6	6.4	異常なし	異常なし	1未満	1未満
27	宮司4丁目	R5.8.23	5	陰性	0.9	0.03	51	1	0.5未満	8.0	異常なし	異常なし	1未満	1未満
28	中央4丁目	R5.8.23	0	陰性	1.9	0.01未満	11	48	0.5未満	6.2	異常なし	異常なし	1未満	1未満
29	手光	R5.8.22	8	陰性	2.1	0.01未満	18	46	0.5未満	6.6	異常なし	異常なし	1未満	1未満
30	津丸	R5.8.23	0	陰性	1.9	0.01未満	8.2	100	0.5未満	6.4	異常なし	異常なし	1未満	1未満
31	若木台1丁目	R5.8.23	0	陰性	1.6	0.01未満	18	150	0.5未満	7.5	異常なし	異常なし	1未満	1未満
32	八並	R5.8.23	0	陰性	0.1	0.01未満	23	85	0.5未満	8.0	異常なし	異常なし	1未満	1未満
33	西福間3丁目	R5.8.23	2100	陰性	1.9	0.03	22	100	1.2	7.1	※	異常なし	1未満	1未満
34	中央6丁目	R5.8.23	200	陰性	6.4	0.01未満	44	70	0.5未満	6.8	※	異常なし	1未満	1未満
35	福間駅東2丁目	R5.8.23	2000	陰性	7.5	0.06	21	80	0.5未満	6.6	※	異常なし	1未満	1未満
36	上西郷	R5.8.23	0	陰性	2.5	0.01未満	18	71	0.5未満	6.7	異常なし	異常なし	1未満	1未満
37	久末	R5.8.23	3	陰性	2.0	0.01未満	17	110	0.6	6.6	異常なし	異常なし	1未満	1未満
38	畦町	R5.8.23	1	陰性	12	0.01未満	24	220	0.5未満	7.0	※	異常なし	1未満	1未満
39	八並	R5.8.23	0	陰性	2.1	0.01未満	11	59	0.5未満	6.5	異常なし	異常なし	1未満	1未満
40	花見の里3丁目	R5.8.22	590	陰性	2.6	0.03	27	83	0.6	7.0	※	異常なし	1	1未満
41	福間南2丁目	R5.8.22	54	陰性	3.8	0.01未満	21	69	0.5未満	6.3	異常なし	異常なし	1未満	1未満
42	福間南1丁目	R5.8.22	28	陰性	4.0	0.01未満	35	100	0.5	6.3	異常なし	異常なし	1未満	1未満
43	上西郷	R5.8.24	11000	陰性	10	0.01未満	26	140	0.5未満	7.0	※	異常なし	1未満	1未満
44	内殿	R5.8.23	74	陰性	1.7	0.01未満	15	130	0.5未満	7.5	異常なし	異常なし	1未満	1未満
45	本木	R5.8.23	0	陰性	2.2	0.01未満	12	68	0.5未満	8.4	異常なし	異常なし	1未満	1未満
46	本木	R5.8.23	0	陰性	1.6	0.01未満	12	76	0.5未満	8.2	異常なし	異常なし	1未満	1未満
47	上西郷	R5.8.24	89	陰性	0.1未満	0.01未満	15	52	0.5未満	6.3	異常なし	異常なし	1未満	1未満
48	内殿	R5.8.24	140	陰性	1.5	0.01未満	104	150	0.5未満	6.3	※	異常なし	1未満	1未満
49	舍利蔵	R5.8.24	800	陽性	0.8	0.05	26	62	2.4	6.7	※	異常なし	8	1
50	本木	R5.8.24	0	陰性	0.5	0.01未満	17	140	0.5未満	7.8	異常なし	異常なし	1未満	1未満
51	本木	R5.8.23	2	陰性	3.2	0.01未満	18	89	0.5未満	7.5	異常なし	異常なし	1未満	1未満
52	内殿	R5.8.24	1900	陰性	2.2	0.01未満	15	75	0.5未満	6.6	※	異常なし	1未満	1未満
53	舍利蔵	R5.8.24	0	陰性	2.6	0.01未満	16	85	0.5未満	6.4	異常なし	異常なし	1未満	1未満

備考

1) 市内を1kmメッシュに区画した53か所を調査区域として実施。ただし、No.9は欠番

2) ※は、基準値を超えた項目があったため「味」の検査を省略

【資料：うみがめ課】

2. 水質汚濁の原因など

2-1. 工場・事業場

水質汚濁防止法による特定施設は、令和6年3月末現在で、79施設（宗像・遠賀保健福祉環境事務所届出）です（表3-6）。ここからの排水は、浄化槽などで処理後、公共用水に放流されていますが、小規模事業場の中には、未処理のまま排水を放流しているところもあると考えられます。

表3-6 水質汚濁防止法に基づく特定施設の内訳

（令和6年3月末現在）

特定施設のあらまし	施設数
畜産食料品製造業の用に供する施設	2
水産食料品製造業の用に供する施設	2
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	2
パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	1
飲料製造業の用に供する施設	2
麵類製造業の用に供する湯煮施設	1
豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	3
ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	1
電気めっき施設	1
旅館業	28
総床面積360m ² 以上の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	2
洗濯業の用に供する洗浄施設	4
写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2
病床数300以上の病院施設	6
自動式車両洗浄施設	12
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	3
産業廃棄物処理施設	1
処理対象人員が501人以上のし尿処理施設	3
下水道終末処理施設	2
計	79

【資料：福岡県 水質汚濁防止法等に基づく特定事業場等一覧】

2－2. 生活系

令和5年3月現在、人口68,376人のうち、約5%の3,496人が生活雑排水未処理人口です。その内訳は、非水洗化人口2,500人、単独浄化槽人口996人となっています。現在、下水道の整備が進み生活雑排水未処理人口が減少傾向にあります。

【資料：第2次福津市一般廃棄物処理基本計画】

2－3. 畜産など

令和6年3月現在の家畜飼育状況は、牛108頭、鶏67,599羽程度となっています。

【資料：農林水産課】

第4章 化学物質

1. ダイオキシン類（古賀清掃工場関連）

玄界環境組合では、古賀清掃工場（古賀市筵内地区）と宗像清掃工場（宗像市池浦地区）で一般廃棄物の処理を行っています。市で発生した一般廃棄物は古賀清掃工場で処理されています。

玄界環境組合は、定期的に古賀清掃工場に関するダイオキシン類調査を実施しています。調査結果は、以下のとおりです。

1-1. 古賀清掃工場排ガス中のダイオキシン類濃度

法規制値：0.1ng-TEQ/m³N以下

工場自管理基準：0.05ng-TEQ/m³N以下

表4-1 排ガス中のダイオキシン類調査結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

測定年月	系列	ダイオキシン類
令和3年4月	1	0.00048
令和3年7月	1	0.00043
令和3年7月	2	0.0026
令和3年9月	2	0.0013
令和3年10月	1	0.0016
令和3年12月	1	0.00049
令和3年12月	2	0.001
令和3年2月	2	0.00069
令和4年4月	1	0.00011
令和4年6月	1	0.00012
令和4年6月	2	0.0019
令和4年8月	2	0.00011
令和4年9月	1	0.00015
令和4年11月	1	0.00006
令和4年11月	2	0.00017
令和4年1月	2	0.00033

【資料：古賀清掃工場環境モニタリング報告書】

1-2. なますの郷におけるダイオキシン類濃度

大気中のダイオキシン類濃度 【環境基準：年平均値 0.6pg-TEQ/m³以下】

表 4-2 大気中のダイオキシン類調査結果

(単位 : ng-TEQ/m³N)

測定年月	ダイオキシン類		
	PCDD	PCDF	Co-PCB
令和3年7月	0.007	0.0032	0.003
令和3年12月	0.058	0.016	0.041
令和4年6月	0.0055	0.0029	0.002
令和4年11月	0.0058	0.0029	0.0025
			0.00071
			0.00035

【資料：古賀清掃工場環境モニタリング報告書】

土壤のダイオキシン類濃度 【環境基準：1000pg-TEQ/m³以下】

表 4-3 土壤中のダイオキシン類調査結果

(単位 : pg-TEQ/m³)

測定年月	ダイオキシン類
令和5年2月	0.033
令和6年2月	0.0057

【資料：古賀清掃工場環境モニタリング報告書】

単位

1 mg (ミリグラム)	= 10^{-3} g = 0.001g = 1000 分の 1g
1 μg (マイクログラム)	= 10^{-6} g = 0.000001 g = 100 万分の 1g
1 ng (ナノグラム)	= 10^{-9} g = 0.000000001g = 1 億分の 1g
1 pg (ピコグラム)	= 10^{-12} g = 0.000000000001g = 1 兆分の 1g

用語説明

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナー・ポリ塩化ビフェニル(コプラナー-PCB)(または「ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル(DL - PCB)」)を総称してダイオキシン類といいます。

ダイオキシン類は、無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っています。

また、ダイオキシン類は、酸、アルカリをはじめとする他の化学物質とは容易に反応しない安定した性質を持っていますが、太陽からの紫外線で徐々に分解されるといわれています。

なお、ダイオキシン類の毒性の強さは、一番毒性の強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンを 1 とし、それぞれの異性体ごとに換算した係数（毒性等価係数 : TEF）を用い、足し合わせた値（毒性等量 : TEQ）で表します。

第5章 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の条件について、環境基本法の規定に基づいて、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められています。この基準は目標値であり、それを達成するために騒音規制法などの法律が定められています。

福岡県では、騒音規制法に基づく区域区分を基に地域類型を当てはめています。一般騒音と道路騒音に係る基準は、表5-1に示すとおりです。

表5-1 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

騒音規制法に基づく区域区分	地域類型	基準値							
		一般地域		道路に面する地域					
				幹線交通を担う道路		2車線以上の路線を有する道路		1車線の路線を有する道路	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
第1種区域 (緑色)	A	55dB以下	45dB以下	70dB以下	65dB以下	60dB以下	55dB以下	55dB以下	45dB以下
第2種区域 (黄色)	B					65dB以下	60dB以下		
第3種区域 (桃色)	C	60dB以下	50dB以下					65dB以下	60dB以下

備考1) 地域類型 : A 専ら住居の用に供される地域
B 主として住居の用に供される地域
C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

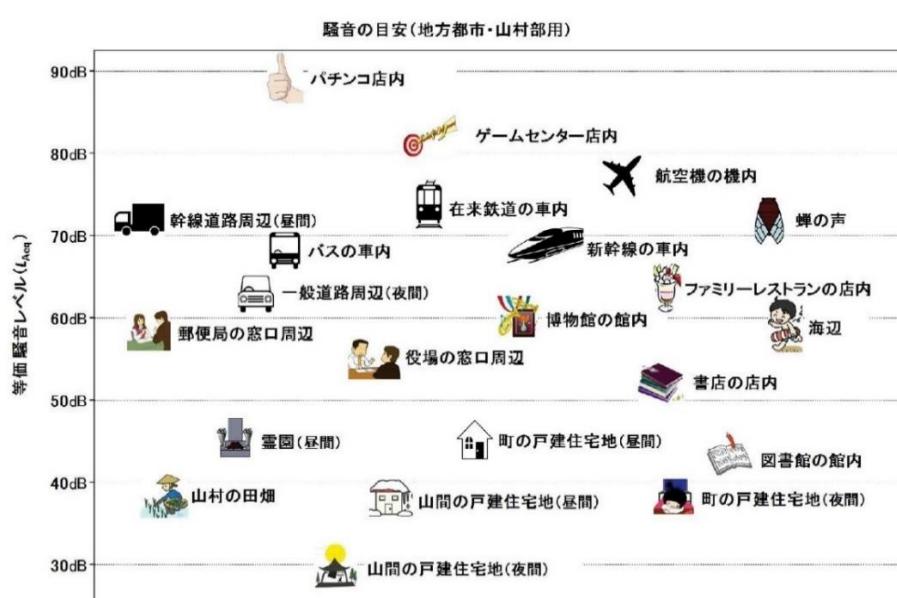
備考2) 昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

備考3) 幹線交通を担う道路：国道、県道及び4車線以上の市町村道

備考4) 区域については、P35図5-1に図示

【資料：うみがめ課】

表5-2 騒音レベルと身近な音との比較



【資料：全国環境研協議会 騒音調査小委員会】

2. 道路交通騒音

市内の主要道路の道路交通騒音の現状を把握するため、騒音測定および交通量調査を行っています。騒音測定の結果、指定地域内の自動車騒音が環境省令で定める限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境が損なわれると認める場合には、騒音規制法に基づき、県公安委員会に道交法に基づく交通規制等の実施の要請や道路管理者または関係行政機関に道路構造の改善に關し意見を行うことができます。

要請限度は表 5-3、調査概要と調査結果は、表 5-4～6 に示すとおりです。

表 5-3 自動車騒音の要請限度

区域の区分	騒音規制法に基づく指定地域	環境基準類型	幹線交通を担う道路		2車線以上の路線を有する道路		1車線の路線を有する道路	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
a	第1種区域	A	75dB	70dB	70dB	65dB	65dB	55dB
b	第2種区域	B			75dB	70dB		
c	第3種区域	C					75dB	70dB

備考) 区域については、P35図5-1に図示

【資料：うみがめ課】

表 5-4 調査場所と路線名

路線名	調査場所	車線数
国道3号	若木台交差点付近	4
国道495号	福間病院前付近	2
県道飯塚・福間線	JAむなかた福間支店前付近	2
県道玄海・田島・福間線	旧JAむなかた宮司支店前付近 ↓※令和2年度より測定地点変更 福津市複合文化センター前付近	2

備考)騒音計のマイクロホンは地面上1.2m～1.5mの高さとし、道路敷地境界付近に設置した。

【資料：うみがめ課】

表 5-5 騒音調査結果

(単位: dB)

道路名	年度	平成31年	令和2	令和3	令和4	令和5
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
国道3号	昼間	70	70	70	72	71
	夜間	67	66	68	69	68
国道495号	昼間	63	64	65	65	66
	夜間	59	61	59	61	61
県道飯塚・福間線	昼間	58	60	60	60	60
	夜間	50	51	51	52	52
県道玄海・田島・福間線	昼間	63	63	63	63	63
	夜間	57	58	57	56	55

備考1)昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時

備考2)数値は24時間連続で毎正時から実測時間10分間の計測値を用いて算出した等価騒音レベル (L_{Aeq}) の値

備考3)要請限度に対する評価は、通常、連続する7日間のうち当該路線を代表する3日間について測定した結果を用いることになっている。

【資料：うみがめ課】

表 5-6 交通量調査結果

(単位:台)

道路名	年度	平成31年		令和2		令和3		令和4		令和5	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
国道3号	昼間	471	111	495	95	488	87	468	93	492	97
	夜間										
国道495号	昼間	188	30	198	30	196	25	199	32	192	26
	夜間										
県道飯塚・福間線	昼間	77	12	95	11	98	9	89	11	85	10
	夜間										
県道玄海・田島・福間線	昼間	141	19	78	10	76	10	81	10	82	9
	夜間										

備考1) 昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時

備考2) 数値は24時間連続で毎正時から10分間の断面交通量を上下別に集計した「大型車」「普通車・軽自動車」「二輪車」の合計値

【資料：うみがめ課】

3. 騒音規制法における「特定施設」・「特定建設作業」

騒音規制法では、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設（特定施設）を設置する場合や著しい騒音を発生する建設工事の作業（特定建設作業）を実施する場合の市町村への届出を規定しており、騒音の事前防止を図っています。

表 5-7 騒音に係る規制基準等

用途地域	都市計画法		環境基本法 (環境基準)		騒音規制法									
	8条1項1号		16条1項 一般環境		4条1項 特定工場等(※2)				15条1項 特定建設作業					
	地域 類型 (※1)	一般 地域	区域 の区分	昼 間	夜 間	区域 の区分	昼	朝・夕	夜	区域 の区分	作業 時 間	連 続 作 業 時 間	作業 日	騒 音 の 大 き さ
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	A	55dB 以下	45dB 以下	第1種 区域 (緑色)	50dB 以下		45dB 以下			19 時 か ら 1 日	10 時 間 を 超 え な い こ と	連 続 6 日 を 超 え な い こ と	日 曜 日 そ の 他 の 休 日 で な い こ と	85 dB 以下
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域(市街化調整区域等)	B			第2種 区域 (黄色)	60dB 以下		50dB 以下			1 号 区 域				
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	C	60dB 以下	50dB 以下	第3種 区域 (桃色)		65dB 以下		55dB 以下						

※1) 地域の類型

A 専ら住居の用に供される地域

B 主として住居の用に供される地域

C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※2) 特定施設が設置されている工場・事業場

※3) 災害等の事態、人の生命等の危険防止などについての作業を除く

※4) 区域については、P35図5-1に図示

【資料：うみがめ課】

表 5-8 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和6年3月末日現在)

施設の種類	工場等実数	施設数
1 金属加工機械	4	27
2 空気圧縮機等	18	127
3 土石用破碎機等	1	4
4 織機	0	0
5 建設用資材製造機械	1	1
6 穀物用製粉機	0	0
7 木材加工機械	3	5
8 抄紙機	0	0
9 印刷機械	0	0
10 合成樹脂用射出成形機	0	0
11 鋳型造型機	0	0
合計	27	164

【資料：うみがめ課】

表 5-9 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(単位:件)

年度 作業の種類	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
くい打機等を使用する作業	0	4	0	6	1
びょう打機を使用する作業	0	1	0	0	0
さく岩機を使用する作業	1	6	1	5	5
空気圧縮機を使用する作業	3	2	2	3	1
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	4	3	3	4	0
トラクターショベルを使用する作業	0	1	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0
合計	8	17	6	18	7

【資料：うみがめ課】

4. 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例における「特定施設」

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例では、工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法の対象を除く騒音を発生する施設（特定施設）を設置する場合の市町村への届出を規定しており、振動の事前防止を図っています。

表 5-10 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく
特定施設の届出状況

(令和6年3月末日現在)

特定施設の種類		特定施設数
イ 金属加工機械		2
イ の 内 訳	1 圧延機械	0
	2 ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	0
	3 せん断機(原動機を用いるものに限る。)	1
	4 ブラスト	0
	5 高速切断機及びプラズマ切断機	1
	6 研磨機(工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。 亜鉛研磨機以外は、2台以上であること。)	0
ロ クーリングタワー(原動機の定格出力3.75キロワット以上のものに限る。)		2
ハ ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る。)		0
ニ ロータリーキルン		0
ホ 重油バーナー(重油の使用量が1時間50リットル以上のものに限る。)		2
ヘ 電気炉(変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のものに限る。)		0
合計		6

【資料：うみがめ課】

5. 振動規制法における「特定施設」・「特定建設作業」

振動規制法では、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合や著しい振動を発生する建設工事の作業（特定建設作業）を実施する場合の市町村への届出を規定しており、振動の事前防止を図っています。

表 5-11 振動に係る規制基準等

用途地域	都市計画法			振動規制法					
	8条1項1号		4条1項		15条1項				振動の大きさ
	特定工場等（※1）		特定建設作業				(※2)		
区域の区分	区域の区分	昼	夜	区域の区分	作業時刻	作業時間	連続作業時間	作業日	
		8時～19時	19時～8時						
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種区域（緑色）	60dB以下	55dB以下	1号区域	19時から7時でないこと	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと	75dB以下
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域（市街化調整区域等）									
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第2種区域（黄色）	65dB以下	60dB以下						

※1) 特定施設が設置されている工場・事業場

※2) 災害等の事態、人の生命等の危険防止などについての作業を除く

※3) 区域については、P36図5-2に図示

【資料：うみがめ課】

表 5-12 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和6年3月末日現在)		
施設の種類	工場等実数	施設数
1 金属加工機械	3	26
2 圧縮機等	8	37
3 土石用破碎機等	1	4
4 織機	0	0
5 コンクリートブロックマシン等	0	0
6 木材加工機械	0	0
7 印刷機械	0	0
8 ロール機	0	0
9 合成樹脂用射出成形機	0	0
10 鑄型造型機	0	0
合計	12	67

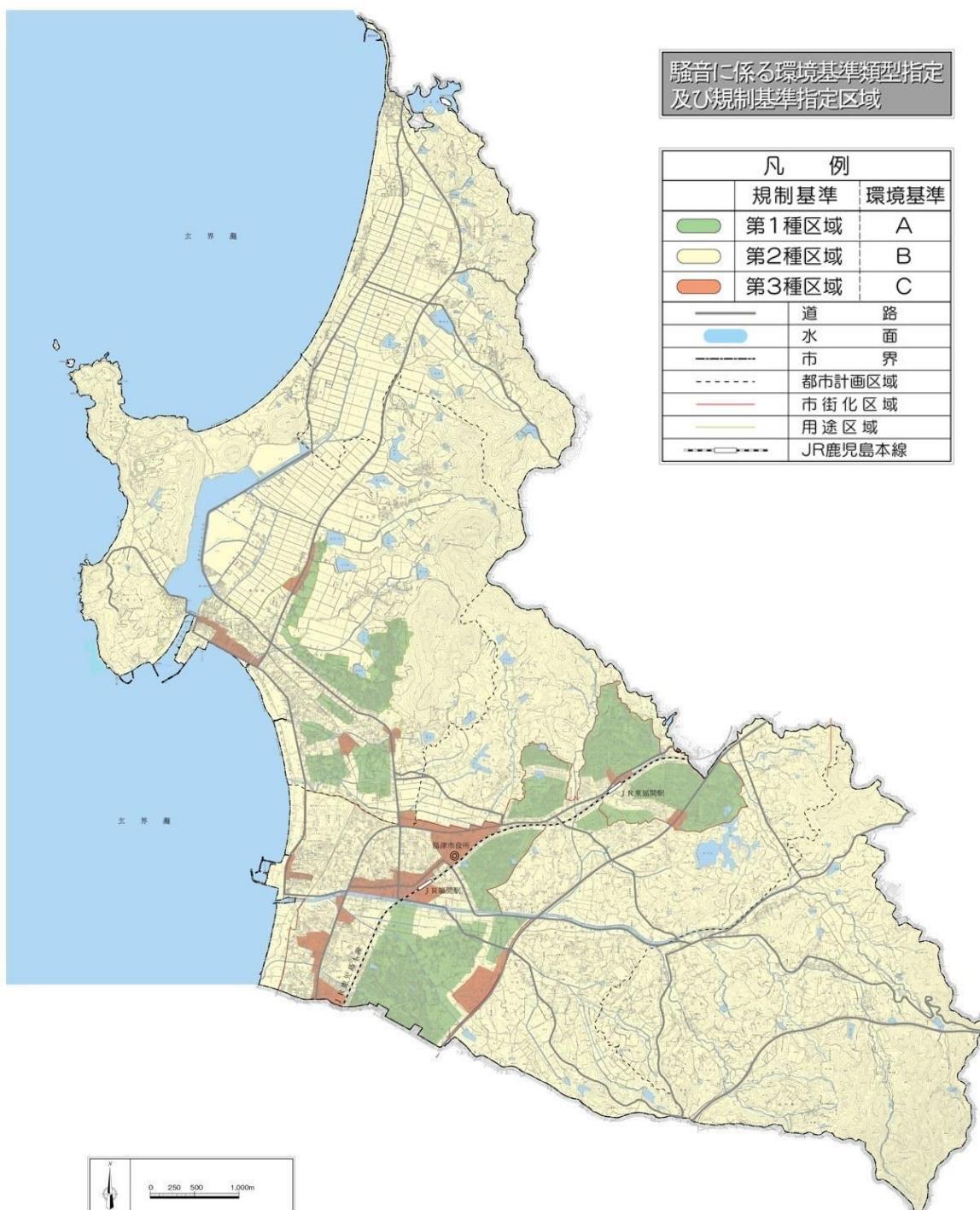
【資料：うみがめ課】

表 5-13 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

年度 作業の種類	(単位:件)				
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
くい打機等を使用する作業	1	5	0	5	2
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	4	4	5	2	3
合計	5	9	5	7	5

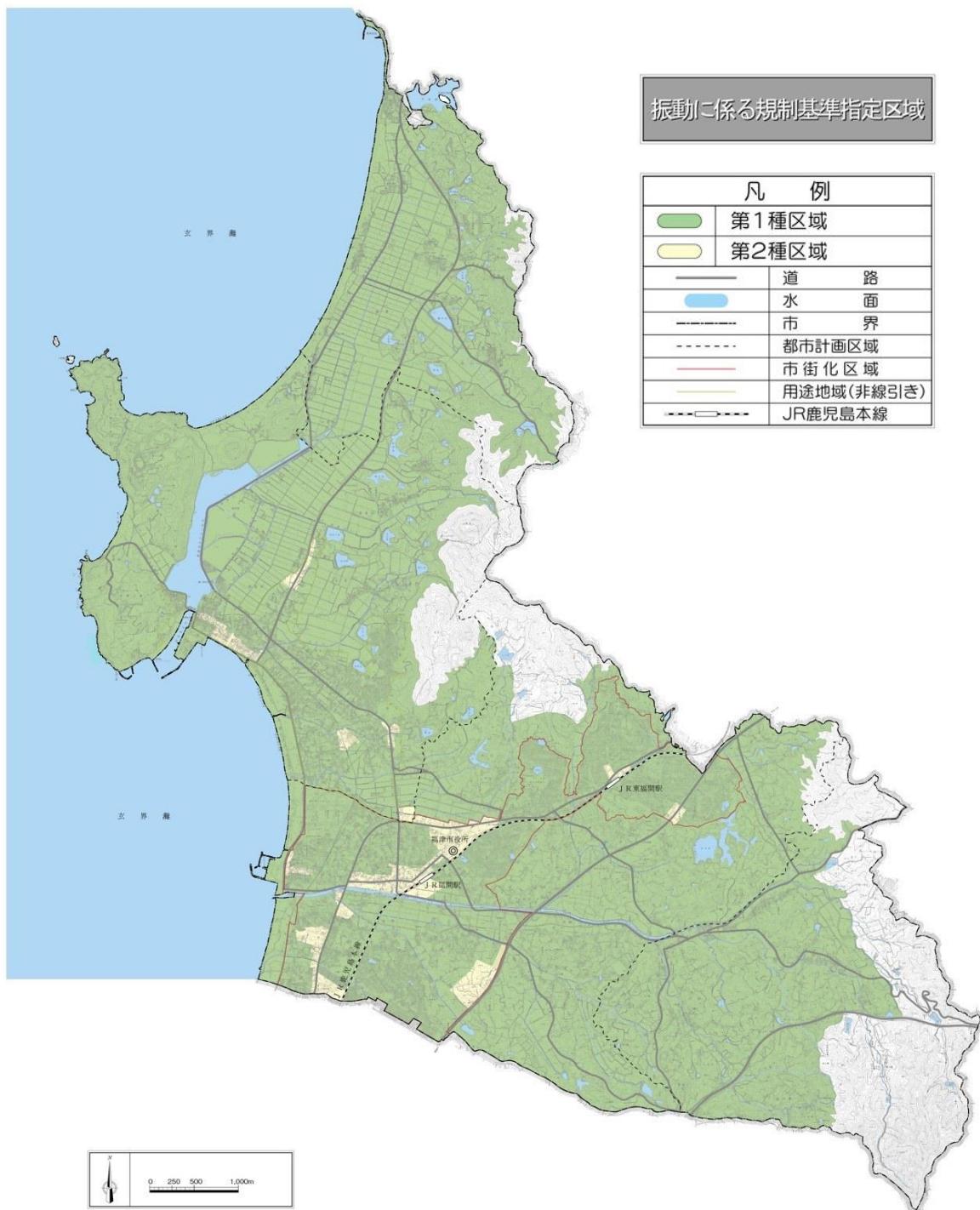
【資料：うみがめ課】

図 5-1 騒音に係る環境基準類型指定および規制基準指定区域



【資料：うみがめ課】

図 5-2 振動に係る規制基準指定区域



[資料：うみがめ課]

第6章 交通

1. 道路網と自家用車の利用

市の道路網は、国道3号、国道495号などが縦貫し、また九州自動車道古賀インター、エンジまで自動車で約10分の距離にあるなど、福岡・北九州両方面と緊密に連絡しています。

表 6-1 自動車交通量の推移

(単位：台)

道路名/年度	平成11	平成17	平成22	平成27	令和3
国道3号(廻野福間線)	36,612	39,981	42,567	34,281	35,151
国道495号(渡津屋崎線)	8,289	8,890	8,575	6,347	6,431

【資料：国土交通省 道路交通センサス】

表 6-2 交通事故の発生状況

(単位：人)

年度	平成31年	令和2	令和3	令和4	令和5
発生件数 (件)	267	174	181	174	171
死者数 (人)	1	5	1	2	2
傷者数 (人)	373	231	240	232	215

【資料：福岡県警察 交通年鑑】

2. 公共交通機関の利用

市の公共交通機関としては、福岡・北九州両都市を結ぶJR鹿児島本線があります。平成22年2月に旧福間駅は解体され、北九州寄りに70m移動し新設されました。鉄道利用者数については、いずれの駅も増加傾向にありましたが、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少しています。

表 6-3 鉄道利用者の1日平均乗車人員

(単位：人/日)

年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
総数	11,627	9,338	9,859	10,532	10,925
JR福間駅	9,148	7,305	7,646	8,221	8,549
JR東福間駅	2,479	2,033	2,213	2,311	2,376

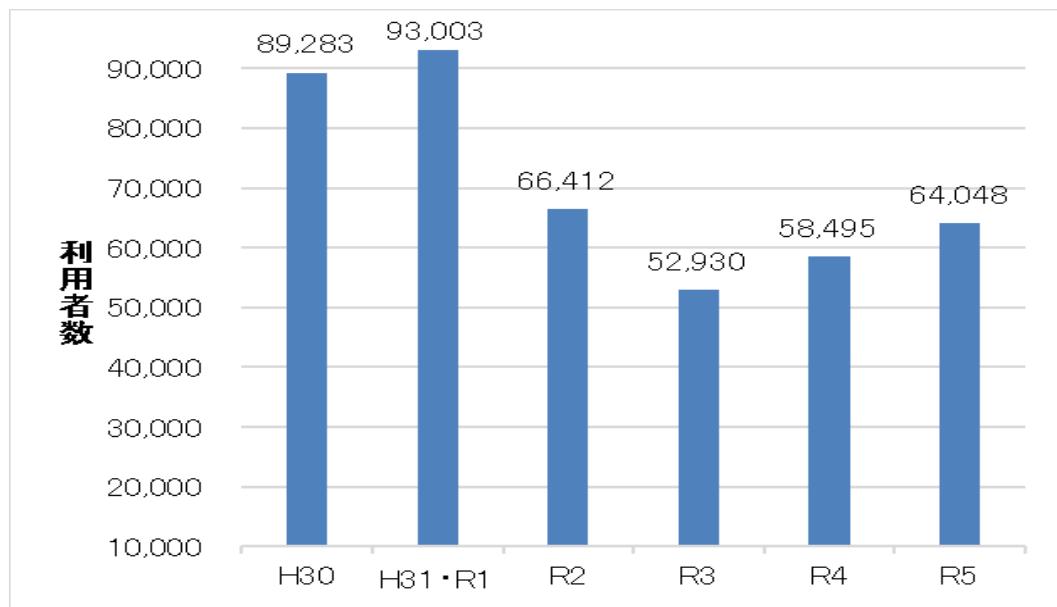
【資料：九州旅客鉄道株式会社】

バス路線は、西鉄バス、JRバス、および平成20年4月からふくつミニバスが運行しています。ふくつミニバスは現在、市内5路線で運行しており、利用者の多くは高齢者です。

令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数は大幅に減少し、現在も以前の水準には戻っていない状況です。

表6-4 ふくつミニバスの利用者数の推移

(単位：人)



【資料：都市計画課】

第7章 廃棄物およびリサイクル

1. ごみ排出量の推移

表 7-1 ごみの総排出量

年度	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
人口(各9月30日現在)(人)	62,782	64,282	65,916	67,068	67,724	68,502	68,646
ごみ総排出量(t換算)	20,824	20,959	21,494	21,364	20,929	21,203	20,372
ごみ総排出量(kg)	20,823,540	20,959,180	21,493,853	21,364,349	20,929,341	21,203,309	20,374,504
古賀清掃工場(下水汚泥 除く)	17,494,240	17,830,090	18,202,950	18,275,380	18,082,760	18,404,800	18,052,400
(小型家電: 拠点回収)	(20)	(190)	(280)	0	(390)	(360)	(590)
不燃物処理場(陶磁器類)	161,967	202,646	166,950	183,689	183,689	195,814	207,269
処理困難物	1,353	1,630	7,220	3,036	3,970	5,358	12,399
剪定くず	1,836,840	1,705,360	1,963,190	1,900,150	1,776,070	1,842,300	1,429,400
廃食用油(拠点回収)	2,620	2,500	2,439	2,665	2,569	2,421	2,532
古紙・古布:集団回収・拠点回収	1,326,520	1,216,954	1,151,104	999,429	856,642	752,616	670,504
1人1日あたりのごみ総排出量							
日数(日)	365	365	366	365	365	365	366
福津市(g)	909	893	891	873	847	848	811
福岡県(g)	954	946	945	946	928	-	-
全国(g)	920	919	918	901	890	-	-

【資料：うみがめ課】

2. し尿処理量

表 7-2 し尿処理の推移

年度 単位	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
組合排出量	kL/年	13,481	12,198	10,979	11,081
福津市排出量	kL/年	9,553	8,792	7,607	7,870

※組合排出量とは、宗像地区事務組合構成市(宗像市、福津市)の合計である。

【資料：宗像地区事務組合】

年度 単位	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
福津市排出量	kL/年	-	-	-	2,548

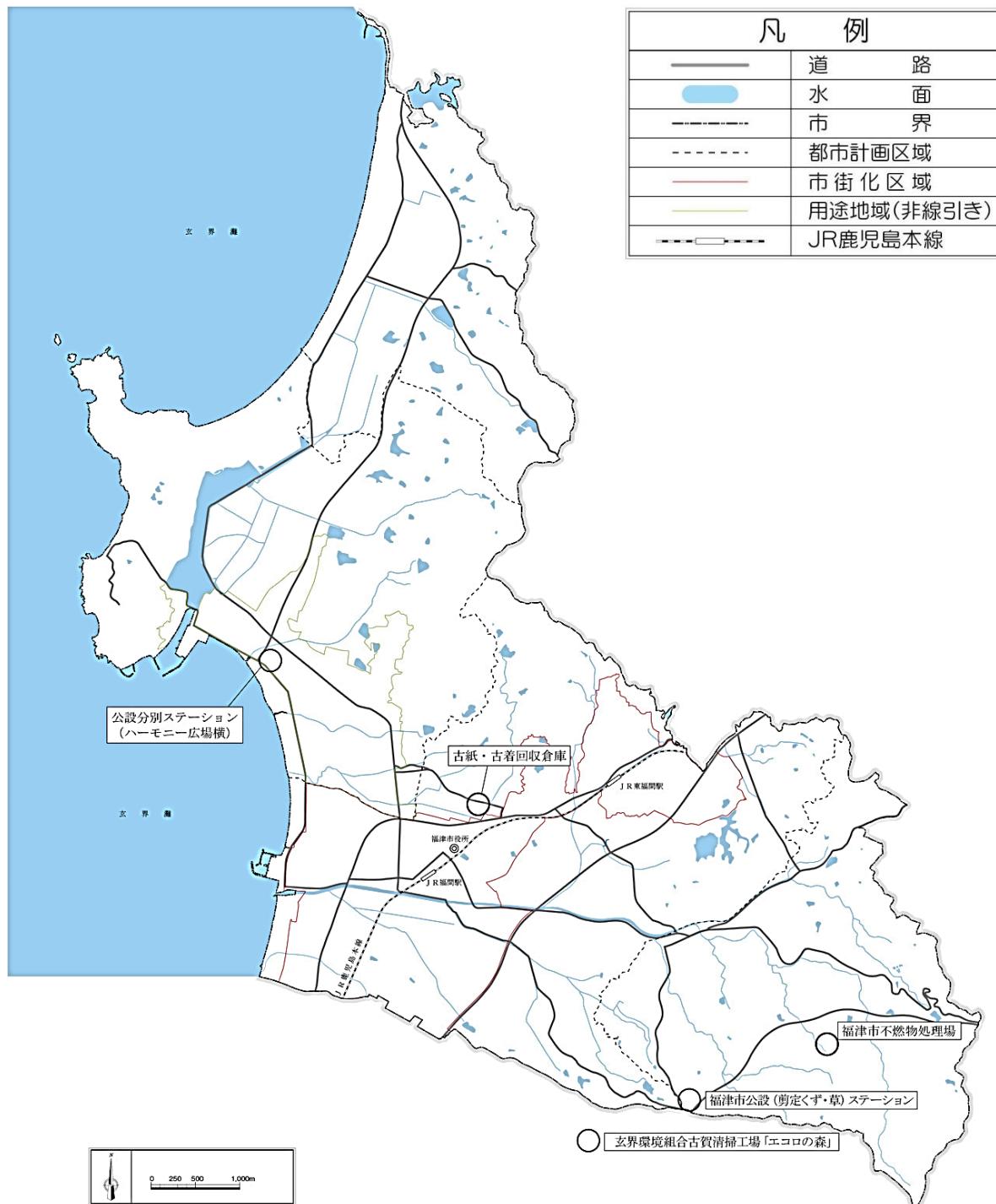
※令和5年12月から搬入先を古賀市海津木苑に変更

年度 単位	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
市1日平均排出量	kL/日	26.1	24.0	20.8	21.5

【資料：うみがめ課】

3. 廃棄物・リサイクルに係る施設

図 7-1 リサイクルに係る施設位置



【資料：うみがめ課】

4. 一般廃棄物の処理

宗像市、福津市、古賀市、新宮町は玄界環境組合を設立し、一般廃棄物の処分を行っています。ごみ処理体制は、次のとおりです（表 7-3）。また、昭和 55 年に竣工した福間清掃工場の老朽化およびダイオキシン規制に伴い、平成 14 年に古賀清掃工場を建設し、同年 12 月から稼動しています。

4-1. 収集・運搬

表 7-3 一般廃棄物の収集・運搬方法

①ごみ

区分		収集回数	収集方法	収集運搬		
家庭系	可燃ごみ	週2回	各戸収集	委託		
	粗大ごみ	随時				
	飲料かん	月1回				
	金属混合物					
	スプレー缶、カセットボンベ					
	ライター					
	びん					
	ガラス					
	紙パック					
	プラ容器包装、食品用トレイ					
	ペットボトル					
	発泡スチロール					
	陶磁器類					
	蛍光管					
	乾電池					
	剪定くず・草等					
その他	廃食用油	随時	拠点回収	排出者		
	小型家電					
	インクカートリッジ					
	水銀使用体温計、温度計、血圧計					
	古紙、古着					
事業系ごみ		随時	—	許可		
直接搬入		随時	—	排出者		

【資料：第 2 次福津市一般廃棄物処理基本計画】

②し尿・浄化槽汚泥ほか

種類	収集運搬	収集方法	搬入先
し尿	許可業者	バキューム車	令和5年11月まで 宗像地区事務組合し尿処理場
浄化槽汚泥			令和5年12月から 汚泥再生処理センター 古賀市海津木苑

【資料：うみがめ課】

4－2. 処理方法

①ごみ

表 7-4 一般廃棄物の処理方法

種類	処理方法
可燃ごみ	焼却後再資源化
可燃粗大	再資源化・焼却後再資源化
ガラス	再資源化・焼却後再資源化
分別収集ごみ	再資源化
剪定・草枝等	再資源化・焼却後再資源化
陶磁器等	埋立
直接搬入ごみ	再資源化・焼却後再資源化

【資料：うみがめ課】

②し尿・浄化槽汚泥ほか

種類	処理方法
し尿	〈宗像地区事務組合し尿処理場〉 生物学的脱窒素+高度処理
浄化槽汚泥	〈汚泥再生処理センター 古賀市海津木苑〉 脱窒素処理方式+汚泥助燃剤化

【資料：うみがめ課】

5. 指定ごみ袋

ごみ袋の種類および令和5年度販売枚数は、以下のとおりです。令和5年7月から粗大ごみの有料戸別収集が始まりました。

表 7-5 ごみ袋の種類と令和5年度販売枚数

(令和6年3月末現在)

ごみ袋の種類			外形(mm)	厚さ(mm)	容量(㍑)	金額/10枚(円)	販売枚数(枚)	備考
家庭用	大		800×650	0.030	約45	625	1,542,600	事業所用 小(普通のポリバケツ)より ひも部分 小さい
	中		700×500	0.030	約30	400	871,200	家庭用大の3分の2
	小		550×460	0.025	約20	230	316,000	家庭用中の3分の2
事業所用	大		900×800	0.040	約70	1,048	338,200	大きい (事業所用)ポリバケツ
	小		800×650	0.030	約45	733	183,200	普通の ポリバケツ
粗大ごみ処理用シール						5,200	4,290	

【資料：うみがめ課】

6. 分別收集

福津市は分別ごみを16項目に区分し、再資源化をおこなっています。

図 7-2 分別品目

福津市分別収集品目表

資源ごみ		分別品目	※市の指定袋にいれる必要はありません。		
品目名	出し方(注意点)	容器	品目名	出し方(注意点)	容器
飲料缶 	<ul style="list-style-type: none"> 中を空にして洗つぶさに出す ボトル缶はキャップをつたまま出す <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">金でつぶされたもの(板状)、汚れや飢食のひどいものの、飲料以外のものは「金属混合物」へ</p>	エコバッグ	ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> 中を空にして洗つぶさに出す ペットボトル等の入正在する <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">キャップ・ラベル・取手などペット素材以外の簡単な取り外しが可能なもののラップ等は容器包装品(飲用品用)</p>	エコバッグ
金属混合物 	<ul style="list-style-type: none"> 舌舌市の場合は中を洗って出す 油缶等は使い切って出す 金以外の部分で簡単に取り外せるものは取り外す(工具を使えてまるでなくしてよい) <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">少しでも金属のついているものは金属混合物へ(表面明るい場合は特に)</p> <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">少しだけ金属のついているものは金属混合物へ(表面暗い場合は特に)</p> <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">区別がつかない場合は「金属混合物」に入れてください</p>	コンテナ(2種) 30cm×40cm×30cm 120cm×25cm×15cm	発泡スチロール 色柄可	<ul style="list-style-type: none"> 発泡スチロールの包装材・容器等の発泡スチロール 使っているものは燃やしてから捨てる かさばないなどに20kg程度に形を絞る(丸洗いなどはなるべく外して出す) 	青コンテナ
スプレー缶・カセットボンベ 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず中身を使い切ること <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">穴を空けずに火気のない風通しの良い屋外で中身を出し切ること</p>	青コンテナ	陶磁器類 	<ul style="list-style-type: none"> 燃えるものの底面・底面を除去し、おむすび12cm×5cm以下 建築物の解体作業に依頼した場合は運搬されるときは瓦斯管・瓦斯管などの通気口を封鎖してから運搬するなど、業者に処理依頼してください 石臼等(ガーネット等)は自然物のため出せません 	青コンテナ
ライター 	<ul style="list-style-type: none"> 中を空にしてから出す 	青コンテナ	蛍光管(LED照明は金属混合物へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 長いものや細長いものは、コンテナからはみ出したままで、上書きせずく 使われた場合、「ガス」と「金属混合物」へ 入っていた紙袋から離してれる <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">LEDについては、蛍光管で出してよい</p>	青コンテナ
びん(無色・茶色・その他) 	<ul style="list-style-type: none"> 中を空にしてて出す キャップはたはず 瓶ベルは外さなくてよい プラスチック製注き口は無理に外さなくてよい <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">割れたびん、汚れがれないびん、農薬・劇薬のついたびんは「ガラス」へ</p>	30cm×40cm×30cm	乾電池 	<ul style="list-style-type: none"> 車、バイクのバッテリーは不可 リサイクルマークの付いた「小型充電式電池」「モバイルバッテリー等」は可能な限り電気店やモールセンター等へ出してください 	青コンテナ
ガラス 	<ul style="list-style-type: none"> 中を空にしてる キャップ等を外す 削ったガラス端=電球はガラス部分のみ入れる 農薬・劇薬のついたびんは <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">体温計(水銀計)はうみがめまで持参電子体温計は、電池を取り「金属混合物」</p>	30cm×40cm×30cm	不燃粗大 	<ul style="list-style-type: none"> バイク(50cm以上)はガソリン・オイルを抜いてバッテリーははずす 中身が燃える消火器は可 ゴミ箱に入れているものは不可 <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">チラシ、エアコン、冷蔵(冷)庫、洗濯機、乾燥機、パソコンは不可(詳しくは17ページ)</p>	所定の場所 ※容器はありません
紙パック 	<ul style="list-style-type: none"> 中を空にしてて出す(包装のものでも可) 持ったて袋を出して入れる 汚いのひどいものは「燃やすごみ」へ シールは外す <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">他のが白以外(アミコチティング等)のものは「燃やすごみ」へ</p>	エコバッグ	可燃粗大 	<ul style="list-style-type: none"> カーペット・布団はひも等で結ぶ 紙袋・ベッド・ソファ等は壊さずしても可 <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">指定段ボール(大にしないもの)(ワッショウヤシシタなど)を折りたたんで出せません</p> <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">木製の椅子や机は座面を下へ向けて、シート(座面のもの)は厚さ1.5cm×幅90cm以内×長さ1.8m以内の長さ</p>	所定の場所 ※容器はありません
プラスチック容器・食品用トレイ 	<ul style="list-style-type: none"> 中を空にしてて出す(包装のものでも可) 持ったて袋を出して入れる 汚いのひどいものは「燃やすごみ」へ シールは外す <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">プラスチックのないものは「燃やすごみ」へ</p>	エコバッグ	剪定くす・草草(木の根は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 枝等は1m以上の長さにし、袋・ひもはその場ではなし、草の根の土はよく落とす <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">剪定くす以外の紙、ビニール等のごみは必ず取り除いて出す</p> <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">木片やベニヤ板等を燃やすごみ袋に入るもの(燃やすごみ)または「可燃粗大」へ</p>	フレコン袋
QRコード 	分別收集どらのままで、もっと詳しく説明しています 市のホームページで随時更新していますのでご覧ください		お店や事業所から出るごみは出せません(事業所系のごみになります)		

表 7-6 分別収集による資源ごみ回収量

(单位: kg)

種別/年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
スチール缶	4,547	5,900	6,800	3,330	2,980
アルミ缶	20,533	24,820	21,700	18,590	15,890
無色ビン	144,863	140,150	145,450	133,440	117,380
茶色ビン	79,333	80,040	87,950	78,280	70,140
その他ビン	63,974	71,900	66,720	66,960	58,240
紙パック	9,240	9,810	10,110	9,520	8,750
発泡トレイ	7,770	8,880	8,970	9,360	8,350
ペットボトル	56,680	63,120	64,560	66,500	65,540
その他プラス容器包装	111,280	127,030	133,950	132,910	133,220
剪定くず	531,440	477,060	417,750	481,770	445,970
計	1,029,660	1,008,710	963,960	1,000,660	926,460

【資料：玄界環境組合、うみがめ課】

7. 古紙・古布の回収量の推移

福津市の古紙類（古紙・古布）の回収は、市内の各種団体が行う集団回収及び福津市中央公民館駐車場に設置している古紙・古着回収倉庫での拠点回収により行っています。

表 7-7 古紙・古布集団回収量

(単位 : kg)

年度		平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
集 団 回 収 量	集団回収量合計	884,544	719,079	608,732	551,076	496,164
	内訳	新聞	418,581	299,676	257,664	227,288
		雑誌	242,292	212,599	179,091	165,278
		段ボール	168,609	165,585	153,092	136,955
		古着	55,062	41,219	18,885	21,555
拠 点 回 収 量	拠点回収量合計	266,560	280,350	247,910	201,540	174,340
	内訳	新聞	70,780	62,140	57,570	41,670
		雑誌	90,260	99,900	81,190	69,750
		段ボール	53,370	53,510	44,000	26,260
		古着	52,150	64,800	65,150	63,860
古紙・古布回収量合計		1,151,104	999,429	856,642	752,616	670,504

【資料：うみがめ課】

8. 家庭用廃食用油のリサイクル

福津市では平成22年度（平成23年1月）より、資源の有効活用や水質汚濁の防止を目的に、家庭用の使用済み食用油や賞味期限が切れた食用油を回収しています。回収した家庭用廃食用油の量及び再生利用の内容は以下のとおりです。

表 7-8 家庭用廃食用油回収量

年度	回収量(kg)	再生利用の内容		
		飼育用油脂(kg)	工業用油脂(kg)	燃料、その他(kg)
平成31	2,439	0	0	2,439
令和2	2,665	0	0	2,665
令和3	2,569	0	0	2,569
令和4	2,421	0	0	2,421
令和5	2,532	0	0	2,532

【資料：うみがめ課】

第8章 上水道・下水道

1. 水利用

市では、平成22年4月から宗像地区事務組合より上水道の供給を受けています。

上水道の整備は、南西部の市街地や住宅団地を中心に整備されており、普及率は令和3年度現在88.5%となっています。上水道の年間有収水量は人口の伸びに伴って増加傾向にありますが、1人1日当たりの平均給水量はほぼ横ばいになっています。

表8-1 上水道給水量の推移

(単位:千m³)

年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
年間有収水量	4,931	5,146	5,182	5,201	5,219

※年間有収水量は、家事用、営業用、官公署、その他の総量

【資料:福岡県の水道、宗像地区事務組合】

表8-2 1人1日平均給水量

(単位:ℓ)

年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
福津市	261	269	268	262	261
県	277	281	280	279	未発表

【資料:福岡県の水道、宗像地区事務組合】

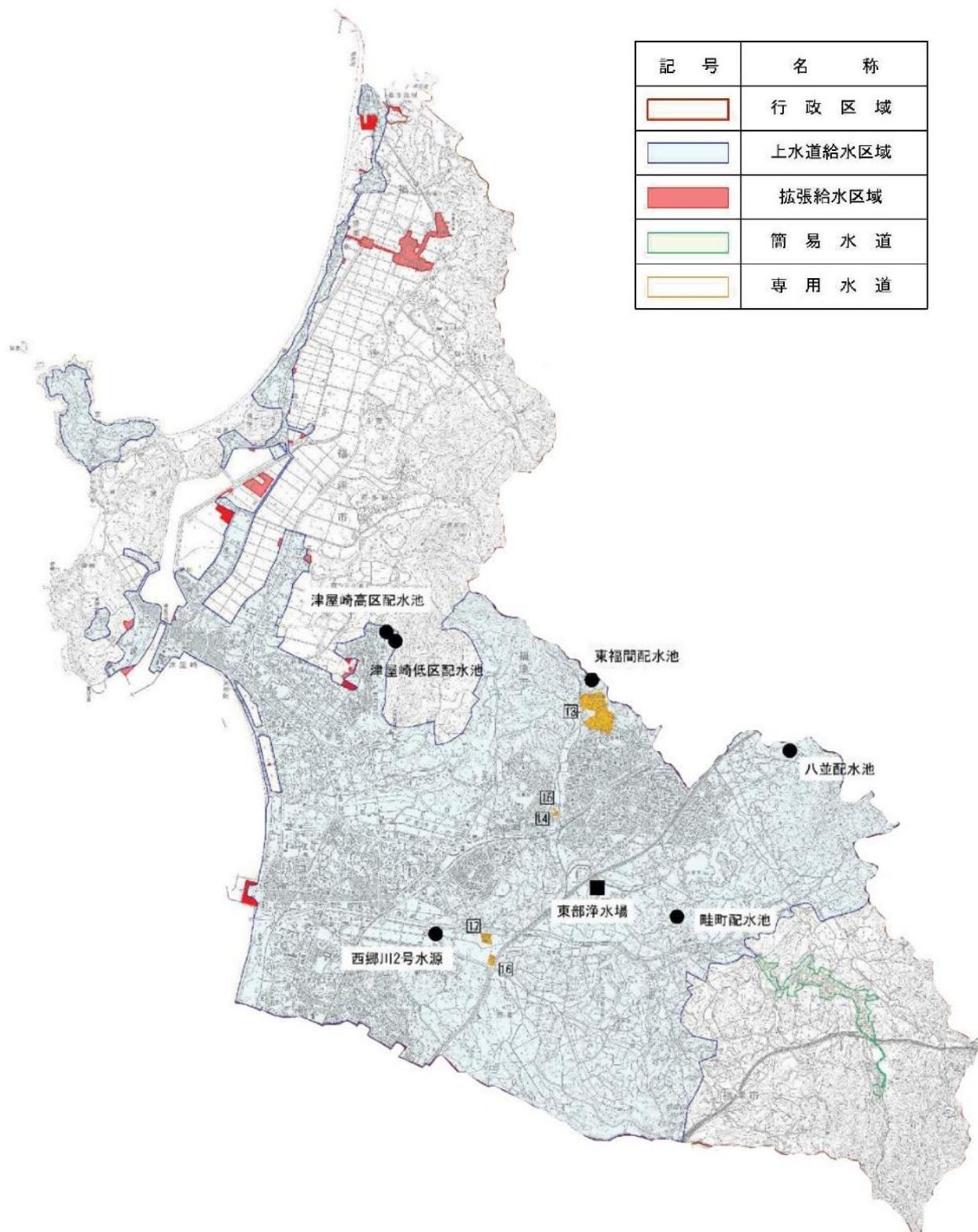
用語説明

有収水量

水道料金徴収の基礎となった水量のこと。

【福岡県の水道より】

図 8-1 上水道・簡易水道給水区域、水源など



【資料：宗像地区事務組合】

2. 水処理

市では、平成9年に公共下水道事業に着手し、平成14年3月には津屋崎浄化センター、平成20年3月には福間浄化センターが完成しました。下水道管渠工事も進め、年々下水道整備区域の拡大に努めているところです。

令和5年3月現在の公共下水道の普及率は、99.7%となっています。公共下水道の整備区域は図8-2に示すとおりです。

また、生活排水処理の方法として、公共下水道事業認可外の区域では、合併処理浄化槽設置への補助金制度を設けています。

表8-3 下水道普及率の推移

区分/年度	令和2	令和3	令和4	令和5
市（下水のみ）	99.2%	99.4%	99.6%	99.7%
県（全体）	83.1%	83.7%	84.0%	84.3%
県（政令市外）	67.0%	68.2%	68.7%	69.3%

【資料：福岡県環境白書、下水道課】

用語説明

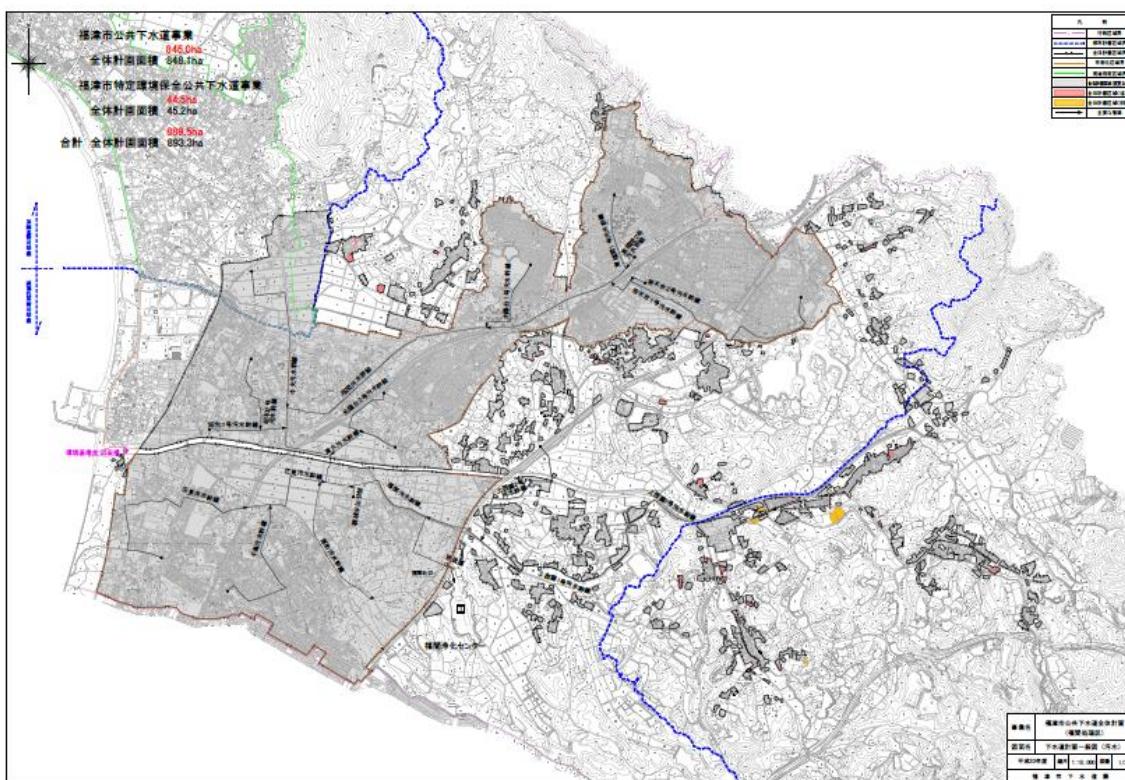
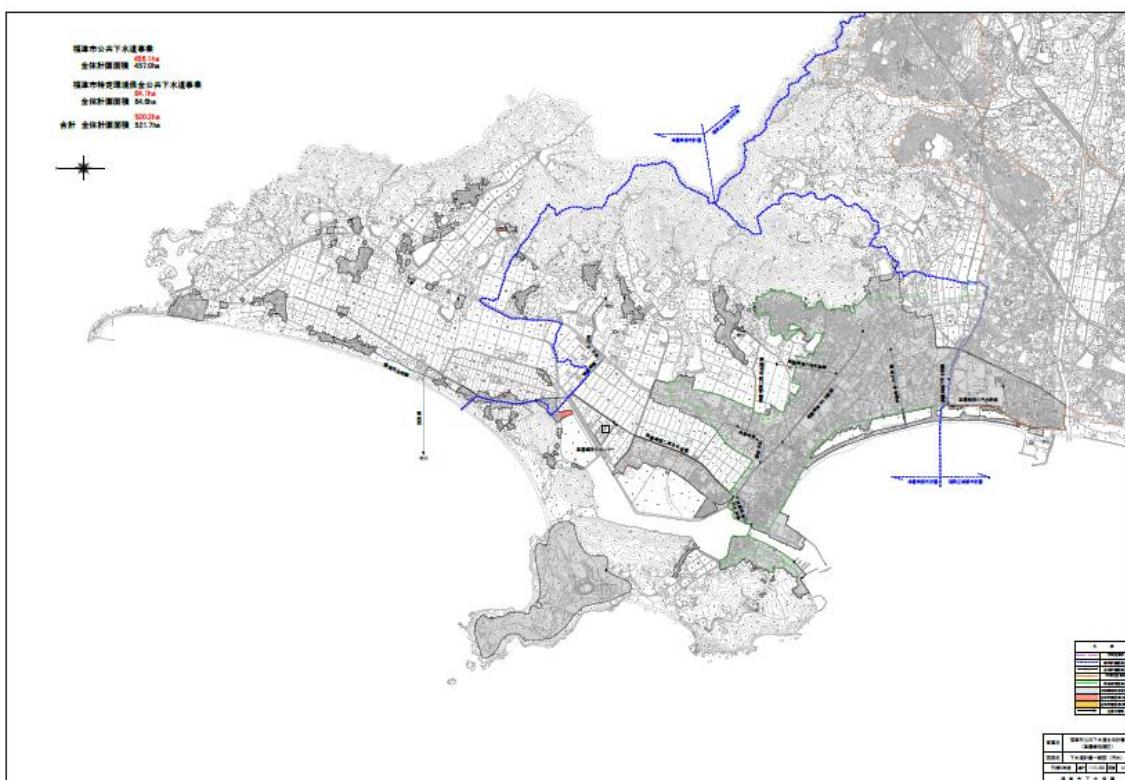
浄化槽

し尿や生活雑排水を沈でん分解、あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設。

合併処理浄化槽

し尿とともに台所、風呂などからの生活雑排水を処理する浄化槽。

図 8-2 公共下水道計画一般図



【資料：下水道課】

第9章 環境行政および環境保全活動

1. 公共エリア環境づくり事業（通称：アダプトプログラム）

～公共エリア環境づくり事業（通称：アダプトプログラム）とは～

平成12年にスタートした事業で、ボランティア団体（住民や事業者など）と市とが一体となって公共エリアの美化運動を進める事業のことです。

ボランティア団体は、道路・公園・河川などの公共スペースの里親となって、継続的に清掃活動などを行います。

表9-1 公共エリア環境づくり事業実施団体および実施場所

【令和6年3月末現在、32団体】

NO	団体名	場所
1	福津市立福間東中学校生徒会	久末ダム周辺
2	若木台グランドゴルフ同好会	若木台4号公園
3	(有)西村産業	大和公園
4	(株)林田産業	会社周辺及び昭和公園
5	ビーチクリーンズ	福間海岸
6	マスカットグループ	東福間第6(ひまわり)公園
7	(有)津屋崎清掃社	新浜山児童公園
8	さざなみ会	津屋崎海岸（新川～水産高校及び津屋崎西海岸（津屋崎中央病院の海側））
9	勝浦浜環境美化の会	勝浦浜海岸
10	恋の浦ウミガメの会	恋の浦海岸
11	(株)キューヘン	東郷公園及びその周辺
12	(株)松原組	会社周辺（県道97号線沿い小竹交差点付近、会社裏～林内科裏の小竹川）
13	(株)井手建設	福間海岸及び会社現場事務所周辺（宮司1丁目手光今川沿い市道）
14	福岡県立光陵高等学校	学校周辺及び福間海岸等
15	福間海岸と松林を守る会(9・5福津グループ)	北原の松林・福間海岸
16	福間ビーチラバーズ	福間海岸
17	(株)グラノ24K	福間海岸
18	(株)古賀建設	会社周辺及びきさらぎ公園
19	(株)松本土木	上西郷高架下周辺
20	(有)明徳工業	津屋崎内海周辺
21	NPO法人 live together	勝浦浜・福間海岸
22	砂草を守る会	宮地浜及びその周辺
23	株式会社 古山土木	末広地域内
24	くらげれんごう	主に福間海岸、勝浦浜
25	恋の浦海岸を守る会	渡地区、恋の浦海岸
26	海洋ごみから守ろう	福間海岸、福間漁港海浜公園近く
27	Life Investigation Agency	白石浜
28	ひろい隊	花見海岸
29	大和二区大寿会	大和2区内道路及び昭和公園内
30	ももいろ会	東福間駅周辺
31	(株)福津建設	会社周辺
32	(有)アクロス	会社周辺道路

【資料：うみがめ課】

2. 希少動植物種保護

市内では、アカウミガメ、クロツラヘラサギなど、福岡県のレッドデータブックや環境省のレッドリストに掲載されている希少動植物種が269種確認されています。中でもウミガメの保護には市民と行政が協力し合って取り組んでいます。市の近隣の海岸は、アカウミガメの産卵地としては日本海側の北限にあたります。また、福津市は平成17年に施行された「福津市ウミガメ保護条例」に基づきウミガメの保護活動を行っています。

表9-2 アカウミガメ上陸・産卵回数

区分/年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
上陸数(頭)	未確認	1	未確認	未確認	1
産卵数(回)	未確認	1	未確認	未確認	1

【資料：うみがめ課】

用語説明

レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物をリストアップし、その現状や分布状況などを明らかにしたものです。

なお、絶滅の危機にある生物のリストをレッドリストとよんでいます。

【福岡県の希少野生生物より】

3. 外来生物への対応

外来種とは、元来その地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。環境省では、外来生物法に基づき、生態系、人体や農林水産業へ悪影響をあたえる恐れがある156種類の移入動植物を特定外来種として規制しています。

4. 地球温暖化対策

市では、地球温暖化の防止策の一環として、地球温暖化防止に係る啓発活動や省エネルギー対策の推進を進めています。

4-1. 二酸化炭素排出量の推移

令和3年度における福津市内の二酸化炭素排出量は236千t-CO₂でした。基準年度(平成15年度)200.7千t-CO₂と比較すると17.6%増加しています。増加の要因として、世帯数の増加、大型商業施設の進出、製造業における生産活動が高まったことなどが考えられます。

表9-3 福津市の二酸化炭素排出量

(単位:千t-CO₂)

年度	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3
二酸化炭素排出量	271.1	245.8	247.4	244	236

【資料:環境省】

4-2. 省エネルギー対策の推進

市では、市民や事業所の皆さんのが二酸化炭素排出量の把握及び評価、見直しができるよう、福岡県が取り組むエコファミリーへの登録の推進や市広報などをを利用して節電に関する情報の提供を行っています。また、環境フォーラム等で県地球温暖化防止活動推進センターや県地球温暖化防止活動推進員との連携により、エネルギーに関する啓発を行っています。

市においても庁舎エコオフィスプランに基づいた省エネルギー対策を推進しています。

表9-4 福津市内「九州エコファミリー応援アプリ(エコふあみ)」ダウンロード数

(単位:件)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5
ダウンロード数	111	171	233	285

【資料:福岡県環境保全課】

5. 環境保全活動状況

5-1. 自然環境保全保護活動の実施状況

山から海までの広範囲をフィールドとして、市内では数多くのNPO法人、郷づくり推進協議会、ボランティア団体、教育・研究機関が自然環境保全保護活動を実施しています。市内の松林では、地域の郷づくり推進協議会と中学校の生徒が共働して清掃活動を定期的に行っていて、多世代交流の場となっています。

5-2. 環境保全活動と共に働く仕組みづくり

平成29年3月策定の第2次福津市環境基本計画に基づき、人と人とのつながりを広げていくことを目的にシンポジウムを開催し、環境団体間での情報共有の推進を行いました。また、イオンモール福津にて環境フォーラムを開催し、環境団体と共に情報発信を行いました。

今後も継続していきながら、共働く仕組みづくりを行っていきます。

5-3. エコショップ認定制度

市では、ごみの減量化、回収・再生利用の推進など、環境保全行動を積極的に実施する事業所をエコショップとして認定し、広報などを利用して市民のみなさんに周知しています。エコショップ認定制度は、市民のみなさんには環境にやさしい消費スタイルの確立、事業者のみなさんには環境負荷の少ない事業所活動を推進していただくことを目的としています。

令和5年度末（令和6年3月末）現在のエコショップ認定事業所数は、73事業所となっています。

表 9-5 エコショップ新規認定事業所数

（単位：件）

年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
認定件数	3	1	0	0	1

表 9-6 エコショップ認定事業所一覧

業種	事業所名	業種	事業所名
小売業・販売業	ローソン福津中央一丁目店	建設業	株式会社 井上建設
	ローソン古賀舞の里店		株式会社 田畠建設
	ファミリーマートJR福間駅店		株式会社 ハナダ建設
	デイリーヤマザキ光陽台南店		株式会社 松原組
	セブンイレブン津屋崎店		株式会社 ニューホームヒラシマ
	セブンイレブン海岸通り店		株式会社 古賀建設
	セブンイレブン福間駅南店		西野木材 株式会社
	ローソン東福間駅前店		阿部建設 株式会社
	グリーンコーブ福間店		株式会社 片岡建設
	株西鉄ストア レガネット福津		株式会社 小樋建設
	あんずの里市利用組合		株式会社 篠崎建設
	ふれあい広場ふくま	管工事業	鳴村設備
	ゆめマート福津		西住設備
	バリューリンク福津店		福間住設
	宗像プロパン瓦斯株式会社		宗像ノーリツサービス
製造・販売業	有限会社 狩野デンキ福間	屋根工事業	フジ興産
	とり新	電気工事業	錢花電工
	有限会社 松田住宅機器	コンサルタント業	富士総合技術コンサルタント
	有限会社 井原書店	自動車リサイクル業	株式会社 ファール
	米だるま	電気業	MMエナジー メガソーラーつやざき発電所
	お茶のみやじ園	印刷業	中川印刷
	ファッショングラ あまのや	不動産業	日新商興
	津屋崎ミルクセンター		ごう不動産
	イオンモール福津店	造園業	まつみ 株式会社
	早川豆腐店	飲食業	農園野菜と大地の恵み となりのグリル
自動車販売・整備業	筑前津屋崎人形巧房		地鶏料理専門店 凜屋
	有限会社 マルティグラス		津屋崎漁港食堂 海と空
	有限会社 山八	サービス業	有限会社 リバティー
	Patisserie K2		写真のムナカタ
自動車販売・整備業	ソエル自動車販売	旅館業	華杏弥太楼
	K-Breeze Fukuoka	介護業	九電ケアタウン
	福岡ダイハツ販売(株)福津店	金融業	福岡県中央信用組合福間支店
	トヨタカローラ博多 福津店	清掃業	有限会社 西村産業
	福岡トヨペット株式会社 宗像福津店		株式会社 林田産業
卸売・小売業	谷口文具 有限会社		有限会社 津屋崎清掃社
窯業	花祭窯	運輸業	宗像平和タクシー株式会社
			福栄タクシー有限会社

(令和6年3月31日現在 73店舗)

【資料：うみがめ課】

6. その他

6-1. 環境学習イベント

市では、多くの方に環境について考え、学ぶ機会を持っていただくために環境学習イベントを実施しています。令和5年度は表9-7のとおり実施し、参加者は1,671名になりました。

表9-7 令和5年度環境学習イベント

(単位：人)

月	イベント名	参加者数
7月	郷育カレッジ講座 玄界灘の生き物にふれてみよう	16
	郷育カレッジ講座 廃プラリサイクル体験をしてみよう	9
8月	郷育カレッジ講座 うみがめクラブとわくわく生きもの教室	14
	郷育カレッジ講座 福津の浜で見つかる貝殻	13
	郷育カレッジ講座 クラフトテープでスタードームを作ろう	24
	郷育カレッジ講座 竹を使ってスタードームを作ろう	19
9月	郷育カレッジ講座 鎮守の社を歩こう～植物観察～	18
10月	郷育カレッジ講座 「旅するチョウ」アサギマダラを観察しよう	12
11月	環境フォーラム	1500
12月	郷育カレッジ講座 福津・宗像の自然を調べる	14
	郷育カレッジ講座 自然と人がともに生きるまちへ～世界とふくつの自然ランドスケイプ～	17
2月	郷育カレッジ講座 ごみの分別を学ぼう	15
計		1,671

【資料：郷育推進課、うみがめ課】

6-2. 情報提供

広報ふくつ 環境掲示板（毎月25日発行）、かんきょう新聞（年1回発行）、市のホームページや公式LINEで、市全体の環境情報をお知らせしています。

6-3. 犬の登録状況

表9-8 犬の登録数の推移

(単位：頭)

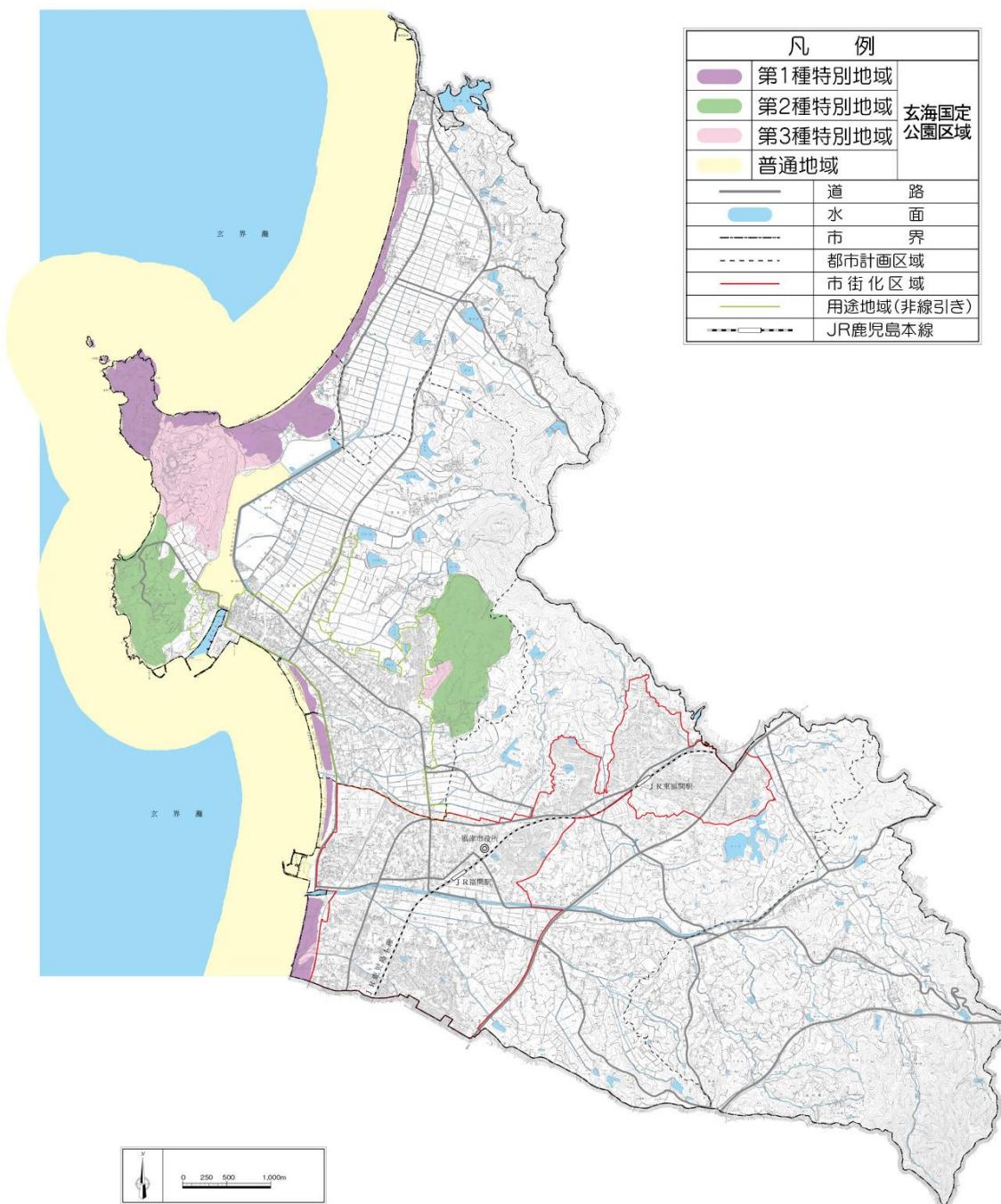
年度	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
登録数	3,314	3,398	3,471	3,563	3,859

【資料：うみがめ課】

第10章 自然環境および法指定地域

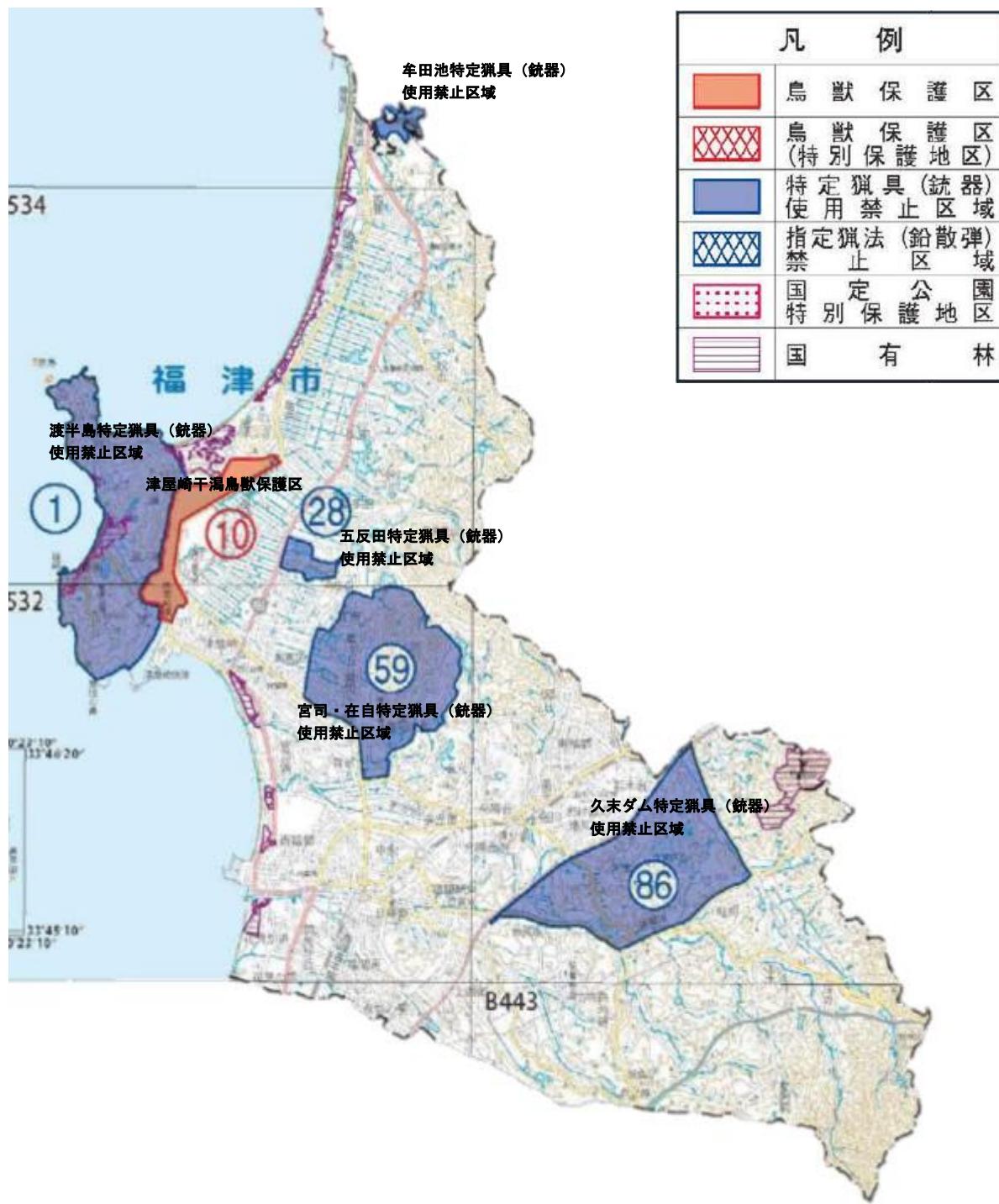
市には貴重な動植物や地形・地質を含む良好な自然地域が多く残されています。これらの良好な自然は、次の世代に引き継ぐべき貴重な財産であって、積極的に保全していかなければなりません。

図10-1 「自然公園法」関連の指定地域【玄海国定公園区域】



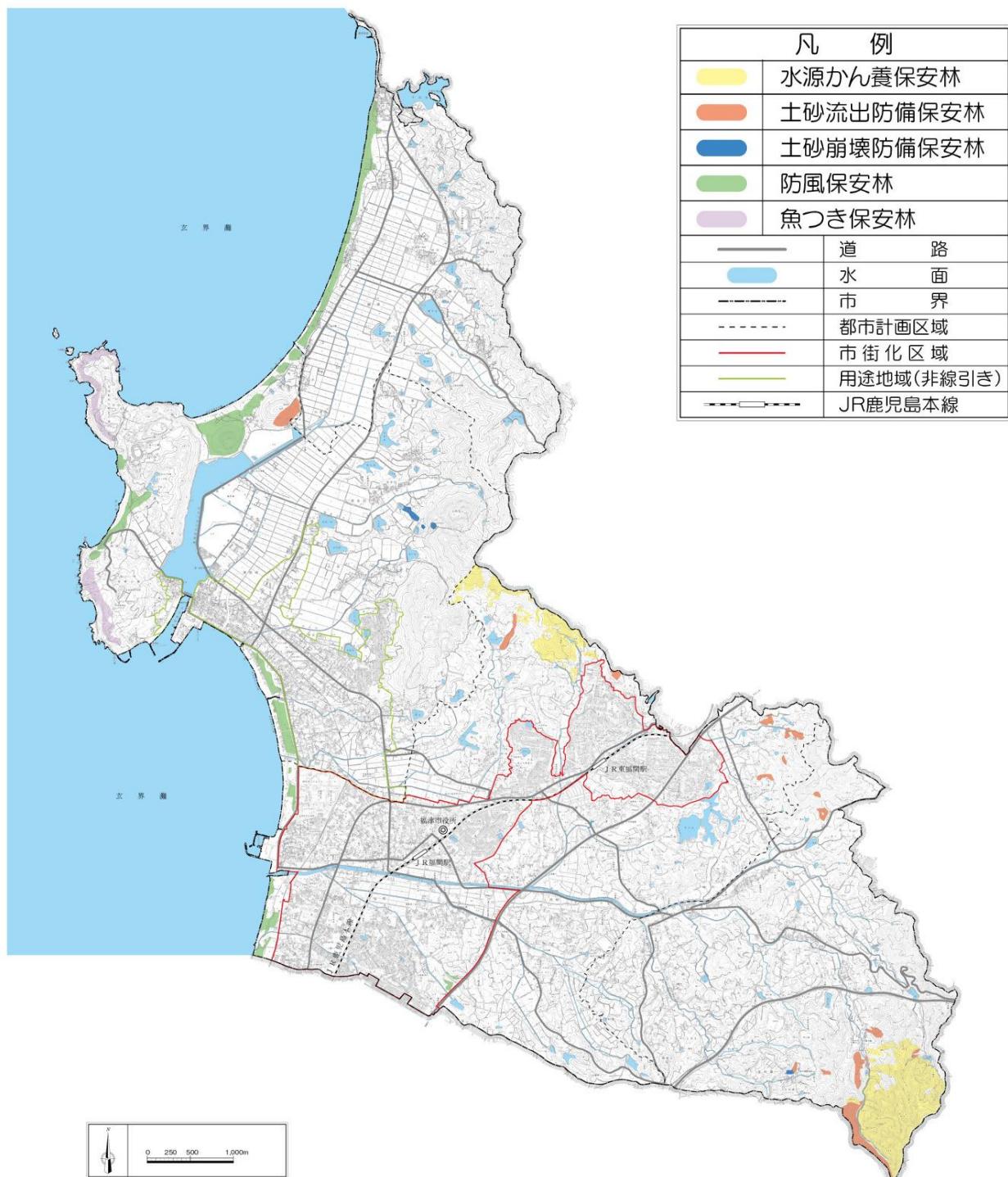
【資料：福津市うみがめ課】

図 10-2 「鳥獣保護法」関連の指定地域【猟銃禁止区域】



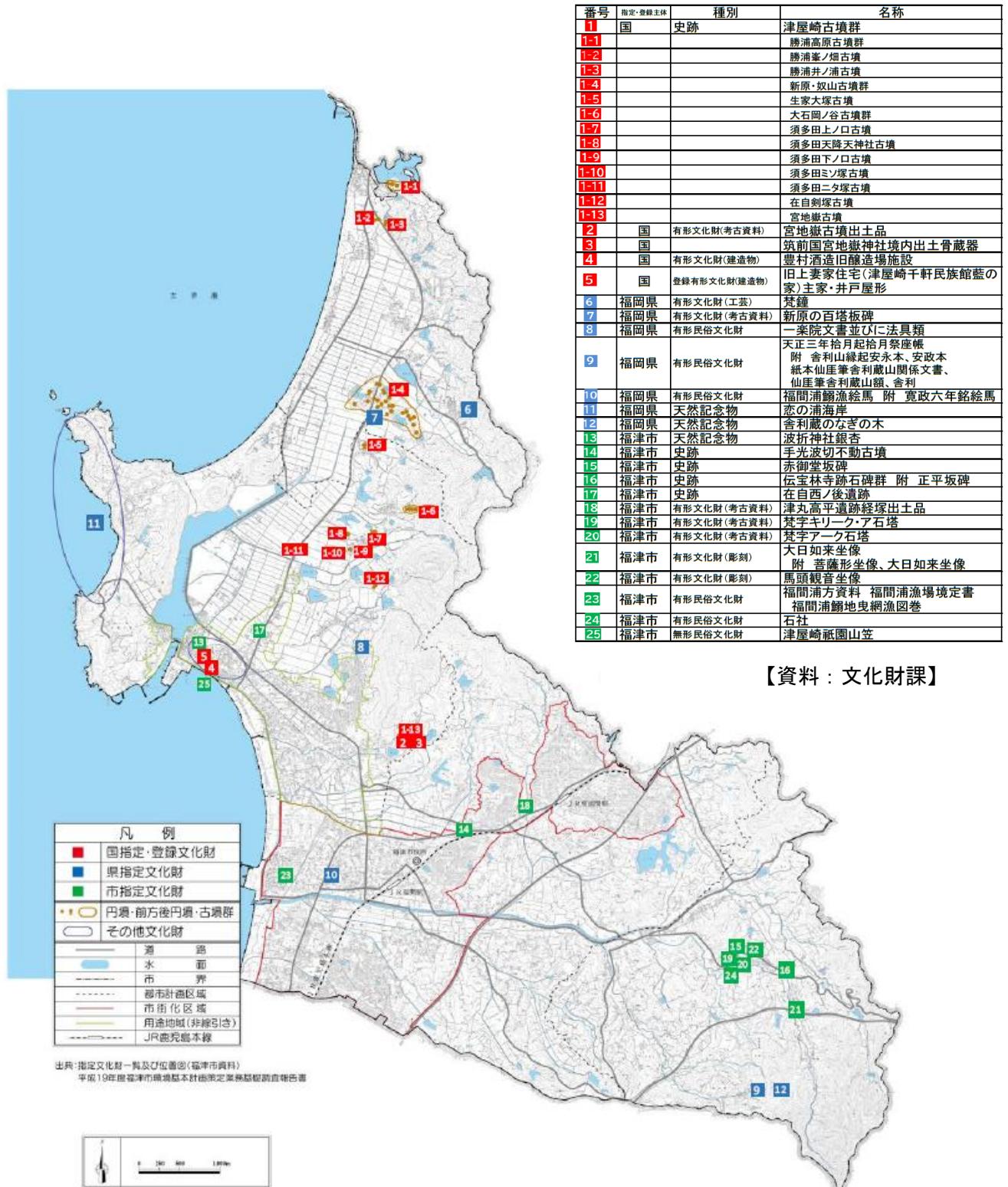
【資料：福岡県経営技術支援課】

図 10-3 「森林法」関連の指定地域【保安林】



【資料：農林水産課】

図 10-4 指定・登録文化財



令和5年度版 福津市環境白書

発 行 令和7年3月
企画・編集 福津市市民共働部うみがめ課
福岡県福津市中央1丁目1番1号
TEL 0940(62)5019
FAX 0940(43)9005
URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp>
Eメール umigame@city.fukutsu.lg.jp



zero carbon city
ふくつゼロカーボン
2050